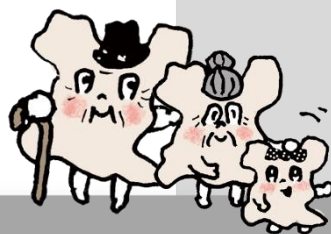


盛岡市地域づくり協働推進計画

令和3年度～令和7年度



令和3年3月

盛岡市

目 次

第1章 計画の背景

- 1 これまでの本市の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 前計画の成果と課題

- 1 盛岡市町内会・自治会協働推進計画の状況
 - (1) 町内会・自治会活動のあり方・・・・・・・・・・ 4
 - (2) 町内会・自治会を取り巻く現状・・・・・・・・ 5
 - (3) 盛岡市町内会・自治会協働推進計画の成果・・ 6
 - (4) 次の計画における課題・・・・・・・・・・ 8
- 2 第2次盛岡市地域協働推進計画の状況
 - (1) 求められる地域協働の姿・・・・・・・・・・ 9
 - (2) 地域協働を取り巻く現状・・・・・・・・・・ 10
 - (3) 第2次盛岡市地域協働推進計画の成果・・ 13
 - (4) 次の計画における課題・・・・・・・・・・ 14

第3章 計画の基本的方針

- 1 前計画の集約について・・・・・・・・・・ 15
- 2 計画の目的・・・・・・・・・・ 15
- 3 計画の名称・・・・・・・・・・ 16
- 4 計画の位置付け・・・・・・・・・・ 16
- 5 計画の基本理念・・・・・・・・・・ 17
- 6 各主体の役割・・・・・・・・・・ 17
- 7 課題の取組の方向性・・・・・・・・・・ 18
- 8 計画の基本方針・・・・・・・・・・ 19
- 9 取組一覧・・・・・・・・・・ 21
- 10 計画期間・・・・・・・・・・ 22

第4章 町内会・自治会活動の活性化への取組

- 1 個別の取組内容・・・・・・・・・・ 23
- 2 成果指標・・・・・・・・・・ 33

第5章 地域協働の推進への取組

- 1 個別の取組内容・・・・・・・・・・ 34
- 2 成果指標・・・・・・・・・・ 37

第6章 計画の推進に向けて

- 1 計画の推進体制・・・・・・・・・・ 38
- 2 計画の進行管理・・・・・・・・・・ 38
- 3 計画と持続可能な開発目標（SDGs）とのつながり・・ 38

- 資料編・・・・・・・・・・ 39

第1章 計画の背景

1 これまでの本市の取組

本市では、「市民活動を行うものと市が、社会的な課題の解決や『盛岡のまちづくり』など、共通の目的に対して高い成果を上げるために、お互いの特性を認識し、尊重し合いながら、対等な立場で連携・協力し合う」とする「市民協働」を推進するため、平成26年3月に『盛岡市市民協働推進指針（以下「指針」という）』を策定しました。

この指針は、地縁団体等に対する支援のあり方や本市の協働に関する施策の方向性を定め、市民等と市の役割を明らかにし、共通した認識のもとでまちづくりを進めることを目的としています。

指針に基づき市民協働を具体的に推進するため、本市は、町内会・自治会などの地縁団体の持続的な活動を推進する『盛岡市町内会・自治会協働推進計画』を平成27年度に策定するとともに、コミュニティ推進地区単位で地域づくり組織による地域課題等に対する主体的な取組を推進する『第2次盛岡市地域協働推進計画』を平成28年度に策定して、それぞれの計画に基づき「地域づくり」に向けた取組を行うことによって市民協働の推進を図ってきたところです。

2 計画策定の背景

国の人口は、平成20年をピークに減少傾向に転じ、その減少幅は年々増加しています。内訳としては、人口に占める65歳以上の方の割合が上昇しているのに対し、15歳未満の方の人口は減少し続けており、少子高齢化の傾向が進んでいます。

本市の人口動態も、国と同じ傾向を示しています。本市の人口は、戦後から高度経済成長期にかけて上昇傾向にありましたが、昭和60年以降横ばいで推移し、平成4年の都南村及び平成18年の玉山村との合併により人口は増加したものの、平成23年の東日本大震災発生後の一時的な増加の後、減少傾向に転じています。

また、本市の人口の年齢別構成割合を見ると、平成2年の15歳未満の人口割合は19.4%でしたが、平成27年には12.5%と6.9ポイント減少しました。反面、平成2年の65歳以上の人口割合は10.5%でしたが、平成27年は25.1%と、14.6ポイントも伸びています。このことから、本市においても全国的な傾向と同様、少子高齢化の進展が伺えます。

本市の各地域に共通している「活動担い手の不足」、「若い世代の地域活動への参加が少ない」などの課題は、このような人口減少や少子高齢化の進行による必然の部分も少なくありません。また、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の全国的な流行は、感染防止を念頭に置いた「新しい生活様式」の実践を促す反面、地域における活動の縮小に大きな影響を与えています。

市内の地域活動の状況について見ると、地域の交流・親睦活動だけでなく、住みよいまちづくりのための公共的な役割を担っている町内会・自治会は、平成8年の時点では332

団体でしたが、令和2年には381団体であり、この間に49団体が増加しました。このように増加した背景には、旧玉山村の合併や新興住宅地の開発などが考えられるところです。

また、複数の近隣町内会・自治会から構成される「コミュニティ推進地区組織」は地域の連帯を深めるため、昭和48年に町内会・自治会のまとまりや学区などを考慮して、区域を定めて結成されました。令和元年度時点では、市内30地区においてコミュニティ推進地区組織が結成されています。

さらに平成23年度には、町内会・自治会だけでなくPTA、老人クラブ、NPO法人や企業などといった多様な主体が連携して地域づくりを行うための「地域づくり組織」が立ち上がり、令和元年度時点では、市内の12地域において、それぞれの主体が市と連携して、様々な地域協働の取組を行っています。

持続可能な「地域づくり」を進めるためには、このような社会背景を念頭において、活動に取り組む必要があります。

3 用語の定義

本計画で使用する用語を、次のとおり定義します。

(1) 市民等

市内に居住している者や通勤・通学している者、市内に拠点を置いて活動する者（地縁団体、NPO、その他の団体・企業などを含む。）をいう。

(2) 町内会・自治会

一定の区域に住所を有する者が構成員となり、地域における相互の親睦と福祉の向上を図り、自分たちの住む地域を快適で住みよくするための様々な活動を行うために自主的に結成された組織をいう。

(3) コミュニティ推進地区組織

心の通い合う住みよいまちづくりを推進するため、複数の町内会・自治会を包括する区域（おおむね中学校区）をコミュニティ推進地区とし、市の指定を受け様々な地域活動に取り組んでいる組織をいう。（盛岡市コミュニティ活動費補助金交付要綱（平成16年告示第166号））

(4) 地区福祉推進会

地域内の地区の特性に応じた地区コミュニティにおける福祉活動の活発化を図り、社会福祉事業の充実発展させるために設立された組織をいう。（盛岡市地区福祉推進会事業補助金交付要綱（平成8年告示第214号））

(5) 地域づくり組織

市民，町内会・自治会，企業等の多様な主体が対等な立場で相互に連携し，効果的な役割分担によりまちづくりを行うために区域を定めて設立された組織であって，市長が認めたものをいう。（盛岡市地域づくり事業補助金交付要綱（平成24年6月13日告示第320号））

(6) コミュニティ推進地区組織等

コミュニティ推進地区組織，地区福祉推進会及び地域づくり組織などの地区組織をいう。

(7) 地縁団体

一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体で，町内会・自治会，コミュニティ推進地区組織及び地区福祉推進会をいう。

(8) N P O

同じ目的を共有して活動する非営利活動組織で，特定非営利活動法人（N P O法人）のほか，法人格のない市民活動団体，ボランティア団体などのことをいう。

(9) その他の団体

市民活動を行う団体で，地縁団体及びN P Oを除く団体をいう。

(10) 市民活動

市民等が協力・連携して行う不特定多数の人の利益の増進（営利を伴うものを除く。）を図ることを目的とした活動をいう。

(11) 地域づくり

地域住民がいきいきと暮らし，地域の特色を生かしながら，地域の一員としての誇りを持って，次世代につなげていけるような地域をつくることをいう。

(12) 市民協働

市民活動を行うものと市が，社会的な課題の解決や「盛岡のまちづくり」など，共通の目的に対して高い成果を上げるために，お互いの特性を認識し，尊重し合いながら，対等な立場で連携・協力し合うことをいう。

(13) 地域協働

地域の多様な主体と市が，相互に連携・役割分担してまちづくりを進めることにより，地域活動の担い手の育成や，地域における課題解決を図るための地域の自主的な取組をいう。

第2章 前計画の成果と課題

1 盛岡市町内会・自治会協働推進計画の状況

(1) 町内会・自治会活動のあり方

町内会・自治会は、本市における市民協働の中核となる地域の組織であり、地域の相互の親睦と福祉の向上を図り、自分たちが暮らす地域を快適で住みよくするための様々な活動を行っています。地域において、日ごろから顔の見えるつながりを育むことは、住環境整備や防災・防犯など、個人の力で対応することが難しい問題にも、迅速かつ細やかに対応することが期待されます。

しかしながら、人口減少や少子高齢化が進行する社会においては、今までの環境や活動を維持しながら、次の世代へ、その活動をつなげることは難しくなることが予想されます。持続的に町内会・自治会の活動を行うためには、地域にとって必要なものを見極め、状況に応じて活動の統合や廃止などを検討したり、住民のニーズや社会の変化に併せて、新しい活動を取り入れたりするなど柔軟な活動を行うことが求められます。町内会・自治会の運営方法などについて、会員の意向や時代に合わせて変えることも、これからの町内会・自治会活動と考えます。



(2) 町内会・自治会を取り巻く現状

ア 町内会・自治会と市の協働

町内会・自治会は、地域の安全・安心を守る活動や住民同士の親睦を深める活動を自主的に行っており、これらに対し、市は必要に応じた支援を行っています。

また、市が行う施策の多くが、町内会・自治会の理解・協力のもとに進められており、様々な形で連携を深めながらまちづくりを進めています。

イ 町内会・自治会数及び加入率

本市の町内会・自治会加入率は87.5%であり、全国の中核市と比較しても、上位に位置づけられます。また、東北6県の県庁所在地との比較でも、加入率は山形市に次いで2番目となっています。

なお、盛岡市における町内会加入率は、平成28年度以降、横ばいで推移しています。

ウ 町内会・自治会の運営状況

市が市内の町内会・自治会を対象として令和元年に行ったアンケート結果では、町内会役員が一番負担に感じている事項は、「後継者探し、後継者育成」と回答する町内会・自治会が半数以上であり、役員の担い手不足が深刻化している現状が伺えます。

ミニコラム 町内会・自治会の合併 ～他都市の事例～

町内会・自治会役員の担い手不足や高齢化は、全国的な問題です。そこで、他都市では、町内会・自治会同士の合併の事例があります。

合併のきっかけは、役員の担い手不足や加入世帯数の減少により、活動の継続が難しくなったことです。しかし、合併には解決すべき問題があります。その例として、会費等の財政面の問題や規則の違い、住民の反対などがあります。そこで、役員の方々は、話し合いを重ね、双方が納得する形で会費の設定や規則の改正を行ったほか、チラシを配布するなどにより、町内会・自治会の現状を会員に理解してもらうよう奮闘されました。その結果、会員の理解を得て、合併後も大きな混乱もなく、活動を継続することができているそうです。

合併後は、活動への参加者が増え、賑やかに活動をすることができ、役員の担い手となる人材が増え、適材適所に役員を配置することもできるようになったとのことです。また、町内会に対する地域住民の理解も高まったことも合併の成果であるとのことです。



(3) 盛岡市町内会・自治会協働推進計画の成果

本市は、平成27年に『盛岡市町内会・自治会協働推進計画』を策定し、町内会・自治会の自律性を尊重する原則を踏まえながら、町内会・自治会等が持続的な活動の展開を行っていくための市の支援策について、具体的な取組を定めました。課題に対する主な成果は次のとおりです。

ア 役員の担い手不足

町内会・自治会への加入を促進するため、市の窓口等において、転入者及びアパート・マンションの施工主に町内会・自治会加入案内チラシを配布し、加入率の維持に努めました。

また、活動の円滑化及び役員の負担軽減を図るため、町内会・自治会の手引きの改訂や、町内会・自治会向け補助制度の手引きを発行しました。

ミニコラム 町内会・自治会役員の報酬

町内会・自治会活動を持続させるためには、役員の担い手確保が重要です。そのためには、町内会・自治会から役員への役員報酬の創設や増額も一つの手段と考えます。

平成28年度に創設した「町内会・自治会協働推進奨励金」は、地域の福祉向上のための活動を行っている場合に支給基準によって支払われる報償金ですが、その用途は定められていないため、役員の報酬に充てることも可能と考えられます。



イ アパート・マンション等の世帯の加入率の低迷

町内会・自治会への加入者の増加や活動への理解を求めることを目的とし、転入者やアパートやマンションの施工主に対し、町内会・自治会加入案内チラシを配布し、加入の呼びかけを実施しました。また、杜陵地区においてはマンションサミットが開催されるなど、マンションの住人同士で地域課題について話し合う機会がありました。

ウ 町内会・自治会活動の活性化

町内会・自治会の役員の負担軽減を図るため、複数の謝礼金や補助金を一本化した協働推進奨励金を創設し、手続きを簡素化しました。また、町内会・自治会活動の活性化に関する条例について、他都市の制定状況等を調査しました。さらに、「つながる“わ”」を発行し、町内会・自治会の活動事例を周知したほか、市民意識調査の実施やコミュニティリーダー研修会などを開催しました。

自治公民館整備事業補助制度では、補助対象備品に机及び椅子を追加することで、町内会・自治会のニーズに応じた補助内容とし、活動の活性化を図りました。また、空き家等利用自治公民館賃借料補助制度を新設し、活動拠点がなく、公民館を建設する用地がない町内会・自治会が活動場所を確保しやすくなるよう整備しました。

役員の担い手不足や参加者の固定化等の背景にあるのは、住民の「お客様化」です。お客様をつくらないコツは、一緒に作業すること。イベントを行うとき、役員が企画から後片付けまですべて担うのではなく、参加者にもあえて仕事を残しておくことがポイントです。そして、参加者に「一緒にやってもらえませんか」と声をかけてみる。知らない人同士でも一緒に作業をすることにより、自然に仲間に溶け込んでいくことができます。住民と一緒にその場をつくることを少し意識することで、場の雰囲気が大きく変わり、また活動に対する負担感が達成感へと変化します。ちょっとした工夫から、みんなで一緒にやったという感覚が生まれ、住民が「お客様」から「当事者」に変わっていくきっかけになります。



(令和元年度コミュニティリーダー研修会より 講師：特定非営利活動法人ハンズオン埼玉 理事 西川正氏)



若い世代も楽しく参加 北山自治会

北山自治会では、地域住民の交流の場作りに力を入れて取り組んでいます。

イベント会場の確保	北山自治会最大のイベントである「サマーフェスティバル in 北山」は、地域内に所在する企業であるベアレン醸造所のご理解をいただき会場の提供を受け開催しており、平成 23 年から令和元年まで連続 9 回開催しています。（残念ながら令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催を見送りました。）
スタッフの確保	このイベントは住民の交流の場として親しまれていますが、その運営には、自治会成年部や子ども会など、多くの人が力を合わせて行っています。 例えば、出店の企画や当日の開会・閉会宣言は、自治会内に 4 つある子ども会が力を合わせて取り組んでいます。また、当日の会場準備では、子ども会のお父さんたちが戦力となり、テントの設営やバーベキューの準備などを行います。食材の下ごしらえは、地区内にある自治公民館を活用して、女性を中心となっていり、会場まで運びます。さらに、部活動で忙しい中学生も当日飛び入りで参加して、お父さんと一緒にテント設営や屋台の補助、受付などを手伝ってくれています。



時代に合わせ柔軟に対応している、活動の一部をご紹介します。

運営上の課題への対応	北山自治会も他の自治会同様、役員の高齢化が課題であったことから、次のとおり持続可能な活動となるよう工夫しました。 ① 6～7 人であった役員を増やすため、子ども会世話役の代表や中学校の校外活動担当などに声をかけ、30 人に増やしました。 ② イベント開催など交流の機会を設けて、若い世代が地域のイベントの企画や運営に携わるきっかけを作りました。 以前は自治会で地域行事を企画し、子ども会などに協力を依頼していましたが、子ども会の世話役の方が役員として正式に企画段階から参加してもらうことで、若い世代の声が自治会活動に反映されやすくなりました。また、自治会が学校行事を把握しやすくなったことから、参加しやすい時期に行事を設定できるようになり、子どもたちの地域活動への参加機会を増やすことにもつながりました。
広報	北山自治会は会報作りにもこだわっており、会報を目にした人が自治会活動に興味を持ち、活動する仲間が増えるよう、引き続き情報発信も行っていきたいと考えています。

エ 公共的役割を担うことに対する負担感

町内会・自治会の街路灯をリース事業にてＬＥＤ化し、町内会・自治会における維持管理業務の軽減を図りました。また、市民協働推進センターの設置や、定期的な情報提供の実施により、町内会・自治会の活動の参考情報を提供するとともに、相談・支援体制を構築しました。さらに、地区担当員制度を廃止し、市から依頼する非常勤職員の数を減らしたほか、市の広報紙の配布方法など地域の実情に応じて対応し、公共的な負担の軽減を図りました。

ミニコラム 町内会・自治会が最低限実施したい活動

持続的に町内会・自治会活動を行うためには、従前の活動を継続するだけでなく、最低限必要な活動に限定することも、選択肢の一つと考えます。

本市が令和元年度に実施したアンケート調査では、町内会・自治会が最低限実施したい活動として挙げられたものとして、一位が「環境美化活動」、二位が「回覧板等の情報伝達活動」、三位が「スポーツ、レクリエーション、親睦活動」でした。持続可能な町内会・自治会活動のために、活動内容を精査すること必要であると考えます。



(4) 次の計画における課題

盛岡市町内会・自治会協働推進計画に基づき、(3)のとおり取り組み、一定の成果があったと評価されましたが、令和元年度に実施した意見交換会やアンケート調査では、次のような課題が指摘されています。

現状	課題
役員のなり手がいない（後継者が見つからない）。 一部の役員に負担が集中する。	活動担い手の確保
参加者が固定化している。 住民の当事者意識が低下している。町内会・自治会の活動に対する関心が低い。	活動の活性化
人口減少の影響により会員が減少傾向にあるため、会費が減少していることもあり、老朽化が進む自治公民館の修繕費用を工面するのが難しい。 自治公民館の備品の補助対象を増やしてほしい。	活動資金の確保
身近に人が集まれる場所がない。	活動施設の充実
活動活性化や課題解決のため、他の町内会・自治会の事例を知りたい。	活動情報の共有

2 第2次盛岡市地域協働推進計画の状況

(1) 求められる地域協働の姿

人口減少や少子高齢化が進行する社会において持続的な地域づくりを行うには、一定の地域内に居住する人だけでなく、仕事やボランティアなど特定の目的を持つ団体と一体となって活動を行うことが、より一層求められます。

このため、本市では、地域活動の担い手育成や地区の課題解決を図るため、『盛岡市地域協働推進計画』を策定し、平成23年度から地域協働に取り組んできました。また、地域づくり組織の認定を受けていない地区においても、多様な主体と一体となって自主的に地域づくりを進める動きが顕在化・活発化しています。

なお、本市における「地域協働」は、地域を構成する町内会・自治会、PTA、老人クラブ、NPO法人、企業などの多様な主体が、地域の課題や将来像について共通認識を持ち、その解決や実現のため、それぞれの得意分野や特性に応じて連携・役割分担し、一体となって計画的、効果的な地域づくりを進めることとして、「求められる地域協働の姿」として位置付けています。

【地域づくり組織とは】

団体の要件	ひとつのコミュニティ推進地区全域を対象として事業または活動を行う団体で、市長が認めるもの。
構成	町内会・自治会、PTA、老人クラブ、NPO法人、企業・商店、市民団体、消防団、子供会など、地域の多様な主体により構成
実施事業	・「地域づくり計画」の策定及び当該計画に関する事業 ・市が主催する講座や事例発表会への参加等

【地域協働事業の実施方法】

1 市から地域づくり組織の認定を受ける

2 地域の将来像をつくる

- ・地域の課題や将来像の認識を共有
- ↓
- ・その解決・実現に向けて、各主体で連携・役割分担
- ↓
- ・事業を進めるための「地域づくり計画」を作成

3 計画に基づき事業を実施する

- ・計画に基づき実施計画（年度計画）を策定し、活動を実践。
- ↑↓
- ・各年度の活動終了時には振り返りを行い、成果や課題を確認。次年度の活動に反映させる。

(2) 地域協働を取り巻く現状

ア 本市における地域協働

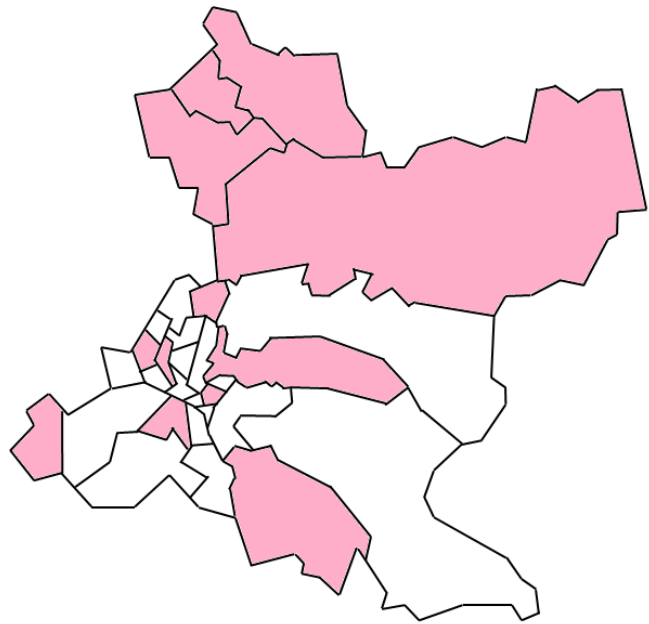
地域づくり組織は、その地域の多様な主体により構成され、各主体は対等な立場でその活動に参加し、共通認識のもと、一体となって地域づくりを進めています。

本市では、地域づくり組織の活動を支援するほか、その取組を多くの地域に広げるため、2次にわたり『盛岡市地域協働推進計画』を策定し、市内に30あるコミュニティ推進地区単位における、地域協働の取組を推進してきました。その結果、12地区で「地域づくり計画」が策定され、地域の特色をいかした様々な事業が行われました。

番号	地区	※	番号	地区	※
1	仁王		16	大慈寺	
2	桜城		17	米内	
3	上田		18	仙北	
4	緑が丘		19	本宮	○
5	松園	○	20	太田	
6	青山	○	21	つなぎ	○
7	みたけ		22	中野	
8	北厨川		23	築川	
9	西厨川		24	見前	
10	土淵		25	飯岡	
11	東厨川	○	26	乙部	○
12	城南	○	27	巻堀姫神	○
13	加賀野		28	好摩	○
14	山岸	○	29	渋民	○
15	杜陵		30	玉山藪川	○

【コミュニティ推進地区一覧】

※○は地域づくり計画を策定した12地区



【盛岡市コミュニティマップ】

※網掛けは、地域づくり計画を策定した12地区

イ 地域づくり組織の概要

本市の地域づくり組織は、地域の多様な主体により構成される組織として、平成23年度より市内で組織化され、それぞれが対等な立場で参加して、地域が一体となった主体的な地域づくりを進めています。

第1次計画（平成23年～平成27年度）期間においては、「制度の施行から定着までの取り組み事項を定めるもの」として、市内13地区において地域づくり組織が認定を受けました。うち12地区で「地域づくり計画」が策定され、各地区の特色を生かした地域協働の事業に取り組みました。

続く第2次計画（平成28年度～令和2年度）期間においては、「地域協働の取り組みにおいて目指す方向性を定め、その実現を図る」こととして、引き続き市内12地区において地域協働の事業に取り組みました。さらに、地域協働の成果を共有するため、様々な機会を捉えて活動事例の紹介を行いました。



【令和元年度
市民活動団体ポスターセッション】

ウ 地域づくり組織の構成と実施事業

地域づくり組織の運営は、コミュニティ推進地区組織、地区福祉推進会又はその関係者の多くが担っており、母体となる各組織等との連携・協力が不可欠です。

平成28年度から令和2年度までの5年間（第2次計画）では、第1次計画期間に地域づくり計画を策定した12地区において、引き続き、地域のニーズに応じた様々な事業が企画・実施され、地域特有の魅力や歴史の見直しや、地区内外の住民の交流の場の創造、防犯・防災力の向上や環境整備などの事業を継続して行っています。



【東厨川地区福祉推進会主催
R1年度「防災かるた大会」】

エ 新たな地域協働の動き

市の認定を受けた地域づくり組織以外にも、地域においてはコミュニティ推進地区組織や地区福祉推進会、地域包括支援センターなど様々な団体が多様な主体と協働して、地域づくりの活動を行っています。

活動が活発な団体は、その多くが、課題の共有と目的の明確化を行っており、また、開かれた組織として新たな人材を取り入れる仕組みが作られています。このことから、多くの人や団体が活動に関わることで、課題の解決力が高まるとともに、地域活動が活性化していくことが伺われます。

自治会が中心となり、啄木記念館や地域の事業者とともに行う地域づくり

渋民地区自治会連絡協議会

渋民地区自治会連絡協議会は、渋民地区の 13 自治会が中心となり、活動している組織です。以前は、利便性向上対策やまちづくり施策は行政主導型であり、住民自らが参画する活動は、各自治会が中心となった地区運動会や神社の祭り、道路・水路の草刈りなどの行事的なものでした。しかし、地区を活性化するためには、住民が地区の歴史や自然景観・自然資源等、地区の恵まれた宝を等しく理解するとともに、自らが行動する事業の展開が必要と考え、『渋民地区地域づくり計画書』を策定しました。

活動にあたっては、商工会をはじめ、地域の様々な団体や企業などと連携しています。たとえば、石川啄木に対する理解を深める事業（啄木講座）を行う際は、石川啄木記念館の館長やお寺の住職に関わっていただいたり、啄木が当時食べていたものを再現する事業（啄木定食・啄木弁当・啄木コーヒーの開発）を行う際は、食堂の経営者に関わっていただいたりしました。

このように、事業を通じて、住民だけでなく、地域の様々な団体や企業と協働で活動を行うことで、新しい発見や、様々な取り組みに発展するなど、地域活動の活性化につながっています。



新しい組織が中心となり、様々な団体と協働で行う地域づくり

青山地区まちづくり協議会



青山地区まちづくり協議会は、青山地区の活性化を図るため、平成 23 年に発足しました。同協議会は、青山地区の町内会・自治会や消防団、商店会、PTA など様々な組織によって構成されています。また、指定管理者として「盛岡ふれあい覆馬場プラザ」を管理運営しています。

青山地区では、様々な事業が行われており、地区外からも多くの来場者を集めています。地域づくりには住民だけではなく、地域のあらゆる団体の協力が不可欠です。たとえば、令和元年度の「青山さくらまつり」は盛岡医療センターを会場とし、県警察学校と盛岡北高校の学生ボランティアの協力のもと、にぎやかに開催されました。8 月の「盛岡さんさ踊り」パレードには青山地区 12 町内会・自治会と介護老人保健施設アルテンハイム青山に加え、I G R いわて銀河鉄道、アイフルホームも参加しました。2 月の「青山雪あかり」では、赤レンガ会場で雪だるまフォトコンテストやミニ四駆大会等が開催されたほか、青山駅、中央通商店街、姫ヶ丘公園、国分通商店街などでもスノーキャンドルが灯され、地域の方々の参加によって賑わいのあるイベントとなっています。

地域づくり事業への取組が、地域の様々な団体がつながるきっかけとなり、地域の一体感を醸成しています。

(3) 第2次盛岡市地域協働推進計画の成果

本市は、平成28年度に『第2次盛岡市地域協働推進計画』を策定し、地域の自主性を尊重しつつ、地域づくり組織に対して第1次計画期間と同様に必要な支援を継続するとともに、「地域づくり計画」の立案や事業実施に係る負担軽減を図るため、具体的な取組を定めました。第2次計画策定時の課題に対する主な成果は、次のとおりです。

ア 施策における課題について

- ・ 地域協働事業の振り返り・計画見直しへの意識付けの不足
- ・ 地域づくり支援員制度の機能不足
- ・ 地区割の不整合
- ・ 組織・拠点の整理と補助金制度の再編

地域協働事業の振り返り・計画見直しへの意識付けの不足については、一部の地域づくり組織において、「地域づくり計画」の見直しや地域づくり組織の運営体制の見直しが行われました。

地域づくり支援員制度については、原則として地区内に住所を有する職員を、「地域担当職員」として30地区のコミュニティ推進地区組織に配置。地域づくり組織やコミュニティ推進地区組織等の総会やワークショップなどの会議等に出席させることで地域課題の把握やともに地域づくりに取り組む体制の構築を行いました。また、地域づくり計画を策定しない地域においても、市社会福祉協議会や地域包括支援センター等の多様な団体が主催する会議（地域ケア会議など）に地域担当職員を出席させるなど、地域情報の共有を図りました。

地区割の不整合については、対象地区に対するヒアリング調査を行いました。その結果、現行の地区割で特段の支障は無いという意見が出されたため、第2次計画期間中に特段の取組は行いませんでした。

拠点施設の整理等については、計画期間内に、青山地区活動センターなど地域の活動拠点となる施設の長寿命化工事を行い、継続的に地域活動を行うことができる環境の整備を行いました。

イ 地域における課題について

- ・ 活動を担う人材の不足
- ・ 専門的知識や経験の不足
- ・ 事務負担（感）の増

活動を担う人材の不足については、地域づくり計画を策定して取り組んだ地域においては、これまで交流が少なかった企業や様々な団体の協力が得られるなど、事業の実施を通して新たな人材の掘り起こしにつながるといった成果があげられました。また、地域づくり計画を策定しない地域においても、地域の歴史の掘り起こし、新しいイベントの企画など、それぞれの地域の特色を生かした事業が行われ、地域の活性化につながりました。その結果、計画期間内に、太田地区自治会協議会など複数の団体が新たに「元気なコミュニティ特選団体」に認定されるなど、自主的に地域の活性化に取り組む動きも広がりました。

専門的知識や経験の不足については、要望に応じて地域の組織に職員の派遣や、研修会を定期的を開催して、専門的知識の普及に努めました。

事務負担（感）の増については、「地域づくり計画」の簡素化などを進めるとともに、複数の地区から新規の事業実施について相談を受けました。「地域づくり計画」を策定した地域は、第1次計画時と同じ12地区に留まりましたが、事業を多様化させるなど、活動の幅を広げた取組が行われました。

(4) 次の計画における課題

『第2次盛岡市地域協働推進計画』に基づき、(3)のとおり取り組み、担い手の掘り起こしや専門的知識の習得などにつながったものの、アンケートや意見交換会では、次のような課題が依然として指摘されています。

また、新規の取組については、数地区から相談があったものの、実施にあたり地区民の合意形成を図ることが困難との理由から、いずれも実施には至らなかったことも課題としてあげられます。

現状	課題
複数の地域づくり組織から、事務局や役員の負担が重いとの意見が寄せられた。	活動担い手の確保
施策の周知不足などにより、第2次計画期間中、新たに「地域づくり計画」の策定をした地区が無かった（効果が限定的）。	活動の活性化
地域担当職員制度について、職員を活用している地域もあるが、地域によっては実効性があがっていないとの意見も寄せられている。	
地域で行う事業や、市が主催する講座や事例発表会などの参加者の固定化の傾向がある。	
補助金があることにより、新しい事業に取り組むことができる。	活動資金の確保
活動の拠点施設がない。	活動施設の充実
事例等の情報提供や地区同士の交流会を開催してほしい。	活動情報の共有

第3章 計画の基本的方針

1 前計画の集約について

前章により、町内会・自治会、コミュニティ推進地区組織及び地域づくり組織は、「活動担い手の確保」や「活動の活性化」など抱える課題の多くが共通しています。

その理由として、複数の町内会・自治会を包括する区域を活動範囲とするコミュニティ推進地区組織や地域づくり組織は、その組織運営について、多くの部分を区域内の町内会・自治会が支えている状況が見られ、町内会・自治会と密接に関わりを持って活動していることから、課題が共通化しやすいと考えられます。

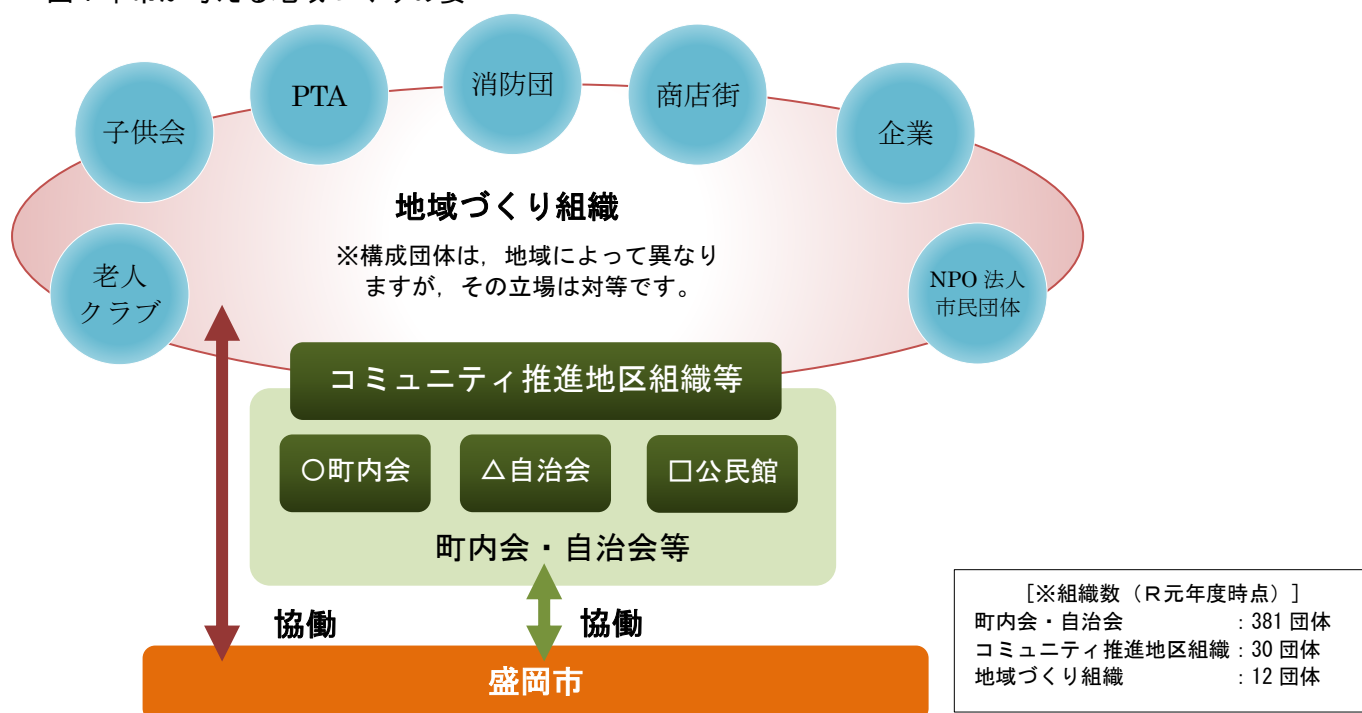
このため、各組織に共通している課題の効果的な解決を図るには、令和2年度で期間が終了する『盛岡市町内会・自治会協働推進計画』と『第2次盛岡市地域協働推進計画』の両計画を一本化して各種取組を実施することが有効と考えられることから、新たに一本化した計画を策定することとしました。

2 計画の目的

町内会・自治会は、自分たちが暮らす地域において様々な活動を行い、地域づくりを担っていることから、地域住民がいきいきと暮らし、地域の特色を生かしながら、地域の一員としての誇りを持って、次世代につないでいけるような地域を作るためには、町内会・自治会組織の継続と活性化が肝要であると考えます。また、これらを元気にする取組を行うことで、町内会・自治会の枠を越えた地域づくりに取り組む意欲の醸成につながるものと考えられます。

このことから、本計画では町内会・自治会の持続的な活動への支援を進め、その活動の充実・活性化を図るとともに、町内会・自治会の枠を越えて、多様な主体によって構成される組織が行う、地域の特色に応じた自主的な地域づくりの実現につなげます。

図：本市が考える地域づくりの姿



3 計画の名称

本計画の名称は、本市の市民協働を推進するため、地縁団体をはじめ多様な主体と本市が、連携・協力しながら「地域づくり」に取り組む計画として、次のとおりとします。

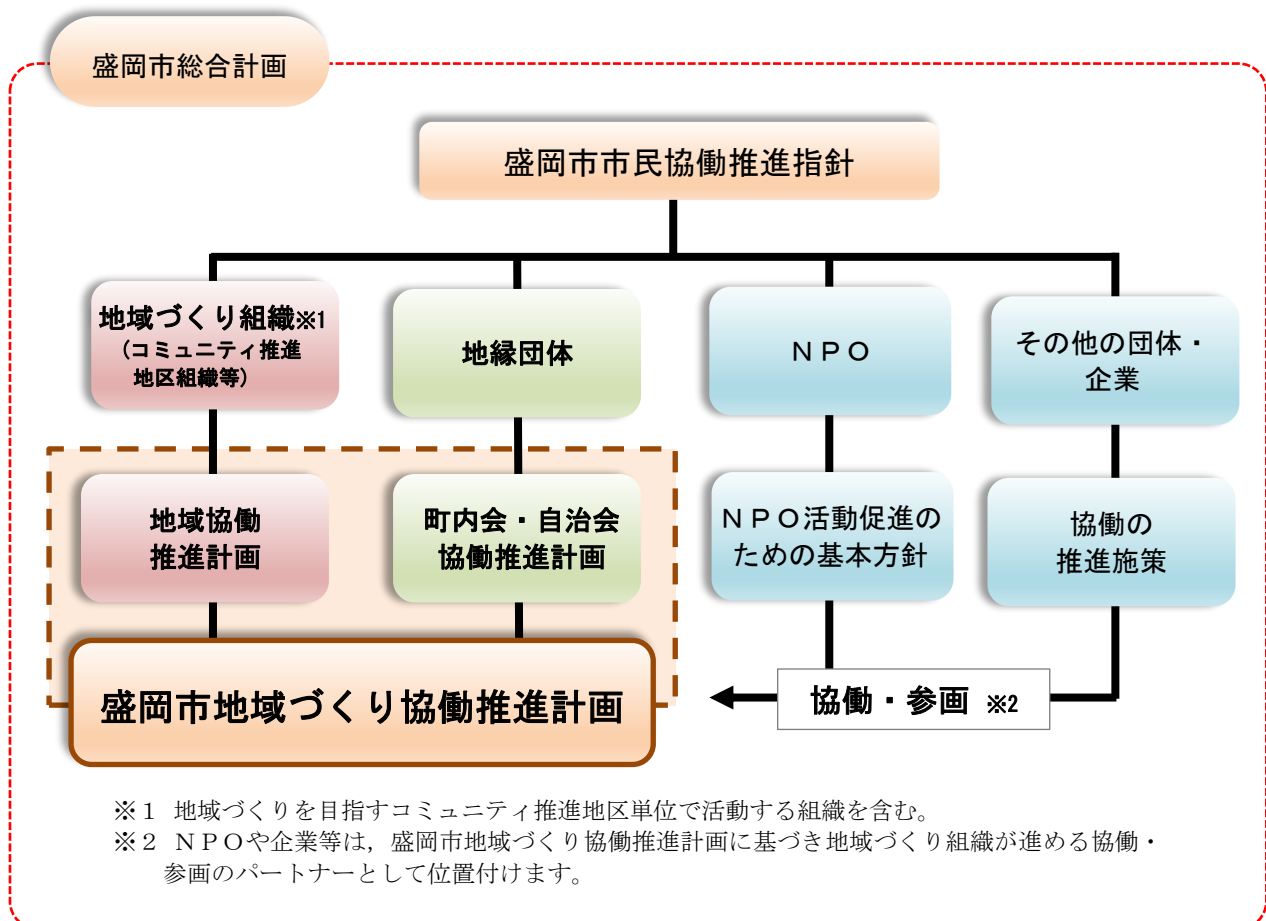
計画の名称	盛岡市地域づくり協働推進計画
-------	----------------

4 計画の位置付け

本市における最上位計画である『盛岡市総合計画』では、基本目標のひとつに「人がいきいきと暮らすまちづくり」を掲げ、具体的な施策として「地域コミュニティの維持・活性化」を掲げています。

本計画は、盛岡市総合計画に掲げる目指す将来像を実現し、また、指針に定める市民協働の取組を推進するための、具体的な取組をまとめたものです。

図：盛岡市市民協働推進指針に基づく推進計画等の体系



5 計画の基本理念

本計画の基本理念は、指針が掲げる基本理念を推進するため、指針における基本理念を踏襲します。

市民協働推進指針の基本理念

**盛岡が盛岡らしく在り続けるために、
さまざまな主体が積極的にまちづくりに参画する
“市民協働”を推進します。**

6 各主体の役割

本計画の対象となる組織は、指針で主体と定める「町内会・自治会」や「コミュニティ推進地区組織」といった地縁団体及び「地域づくり組織」です。

本計画の基本理念を達成していくためには、市や様々な主体が持つ特性を生かし、連携しながら地域課題の解決を図ったり、地域の賑わいの創出を行ったりすることが望まれます。そこで、各主体の役割は、指針における定義に基づき、次のとおりとします。

(1) 市の役割

本市は、これまでの実績を踏まえながら、さらに協働によるまちづくりの取組が活発に行われるよう、また、多様な主体の能力が十分発揮できるよう、「町内会・自治会」、「コミュニティ推進地区組織」といった地縁団体及び「地域づくり組織」の運営に関する支援や、先進事例の情報収集と提供、市民協働に関する提案を積極的に行います。

(2) 町内会・自治会（地縁団体）の役割

町内会・自治会をはじめとする地縁団体は、その地域に生活する住民にとって最も関わりの深い組織です。身近な社会的サービスの提供を担っており、また、子どもの教育、環境保全、防災や住民の安心安全、伝統文化の継承など、多岐にわたった取組を通じて、地域の一体感を醸成しています。

町内会・自治会は、多くの住民が町内会・自治会活動に参加して交流や親睦を深めることができるよう、日頃から活動内容の見直しに取り組むとともに、地域づくり活動への参加のきっかけづくりや、地域課題に対して主体的に取り組むことを期待します。

(3) 地域づくり組織(※)の役割

地域づくり組織は、個別に活動を行っていたコミュニティ推進地区組織、町内会・自治会、NPO、その他の団体・企業等の団体が、地域課題や将来像を共有することにより一体となって活動を行い、新たな主体が地域づくり活動に参加するきっかけを作ります。また、町内会・自治会の枠を越えた地域づくりを行うことで、地域の課題解決力を強化し、住民による地域づくり活動の継続的な実施を図るとともに、地域の魅力向上を推進し、住みよい地域の実現を図ります。

※ 地域づくりを目指すコミュニティ推進地区単位で活動する組織等を含みます。

7 課題の取組の方向性

本計画の策定に先立ち、関係団体等と意見交換会を開催したほか、市民の地域活動への意識調査を実施しました(詳細については、別紙資料編を参照のこと)。その結果、市民協働の課題を次の5つに分類しました。

これらの課題を解決・改善できるよう、町内会・自治会の支援に取り組むことで活動の充実・活性化を図るとともに、町内会・自治会の枠を越えて、多様な主体によって構成される組織による地域協働を推進する意欲の醸成に取り組めます。

() 内は基本方針番号と取組番号

【町内会・自治会活動の活性化への取組】

課題	活動担い手の確保	活動の活性化	活動資金の確保	活動施設の充実	活動情報の共有
取組の方向性	- 町内会・自治会の加入促進(①-1・2) - 役員の負担軽減(①-3・4・5・6) - 活動担い手の養成(④-<u>26</u>・<u>27</u>)	- 多様な主体との連携による活動支援(①-13) - 職員による活動支援(①-<u>14</u>) - 職員の意識向上(③-<u>20</u>・21)	補助制度の見直しと活動資金の情報収集(①-7・<u>8</u>)	活動施設の確保への支援(①-11・12)	- 市民協働推進センターの利用促進(②-<u>17</u>・<u>18</u>) - 情報発信の強化(④-<u>22</u>・<u>23</u>・<u>24</u>・<u>25</u>)

町内会・自治会の枠を越えた地域づくりへ

【地域協働の推進への取組】

課題	活動担い手の確保	活動の活性化	活動資金の確保	活動施設の充実	活動情報の共有
取組の方向性	活動担い手の養成(④-<u>26</u>・<u>27</u>)	- 職員による活動支援(①-<u>14</u>・15・16) - 職員の意識向上(③-<u>20</u>)	補助制度の見直しと活動資金の情報収集(①-<u>8</u>・9・10)	拠点施設の整備(②-19)	- 市民協働推進センターの利用促進(②-<u>17</u>・<u>18</u>) - 情報発信の強化(④-<u>22</u>・<u>23</u>・<u>24</u>・<u>25</u>)

8 計画の基本方針

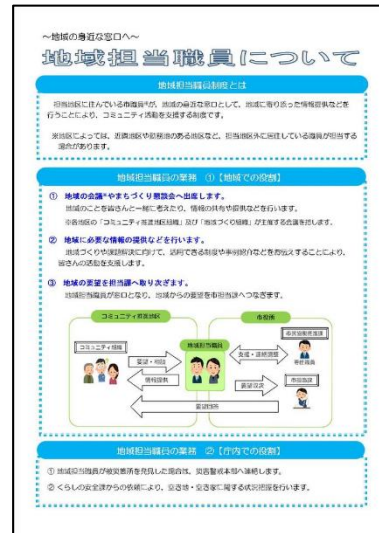
本計画の基本方針は、指針との整合を図るため、指針における「市民協働の基本方針」に掲げる次の4項目とします。

基本方針① 制度の充実と取り組みの強化

持続的な地域活動が行われて組織の活性化が図られるよう、活動の担い手である「町内会・自治会」、「コミュニティ推進地区組織」といった地縁団体及び「地域づくり組織」に対する支援を行うこととし、制度の充実を図ります。



【町内会・自治会の手引きの発行】



【地域担当職員の配置】

基本方針② 拠点機能等の充実

身近な場所で気軽に地域活動に関する情報収集や相談等を行うことができるよう、地域の活動拠点である各種公共施設の整備を進めるとともに、地域活動の拠点機能である市民協働推進センターの機能の充実を図ります。

※公民館と市民協働推進センター（併設） 相互の役割

【公民館運営基本方針】

すべての公民館は、コロナ禍の中で安心して利用できるように努め、盛岡市教育振興基本計画及び社会教育行政の方針に掲げる、誰もが楽しみや生きがいを持ち、豊かに暮らすことができるように、いつでもどこでも学ぶことができる環境の構築を図る。また、学習の成果を社会に還元できるように、現代社会及び地域社会の課題や市民の学習ニーズに対応した生涯学習推進事業を実施する。

「公民館」の基本的な考え方

6公民館に併設

【市民協働推進センターの目的】

「盛岡市市民協働推進指針」に基づき市民活動・市民協働に関する相談、助言、情報提供及びその他の支援を提供することにより、市民協働の取り組みを身近なものとして意識するとともに、協働によるまちづくりを推進することを目的に実施する。

「市民協働推進センター」の意義

基本方針③ 職員の意識改革と能力開発

「市民と協働する職員」を目指し、研修や業務を通じて、協働に対する理解をさらに深め、常に市民協働の視点を持ちながら事業を進め、自らも地域の一員としての自覚と責任を持ちながら、市民活動に積極的に参加するよう、職員への意識付けを図ります。



【職員研修会市民協働説明】



【職員研修会ワークショップ】

基本方針④ 市民意識の醸成

多くの市民が市民協働への理解と関心を深めるとともに、積極的に地域活動に参加しようとする市民意識の醸成ができるよう、地域活動の情報発信の強化を行うとともに、地域活動の担い手の養成に努めます。



【つながる“わ”の発行】



【コミュニティリーダー研修会】

9 取組一覧

本計画においては、前計画の成果と課題を踏まえ、27の取組を進めます。町内会・自治会活動の活性化への取組については第4章、地域協働の推進への取組については第5章に記載し、両取組に共通する事項は第4章に記載することとします。

なお、次の★のついた取組については、重点取組に位置付けるものです。

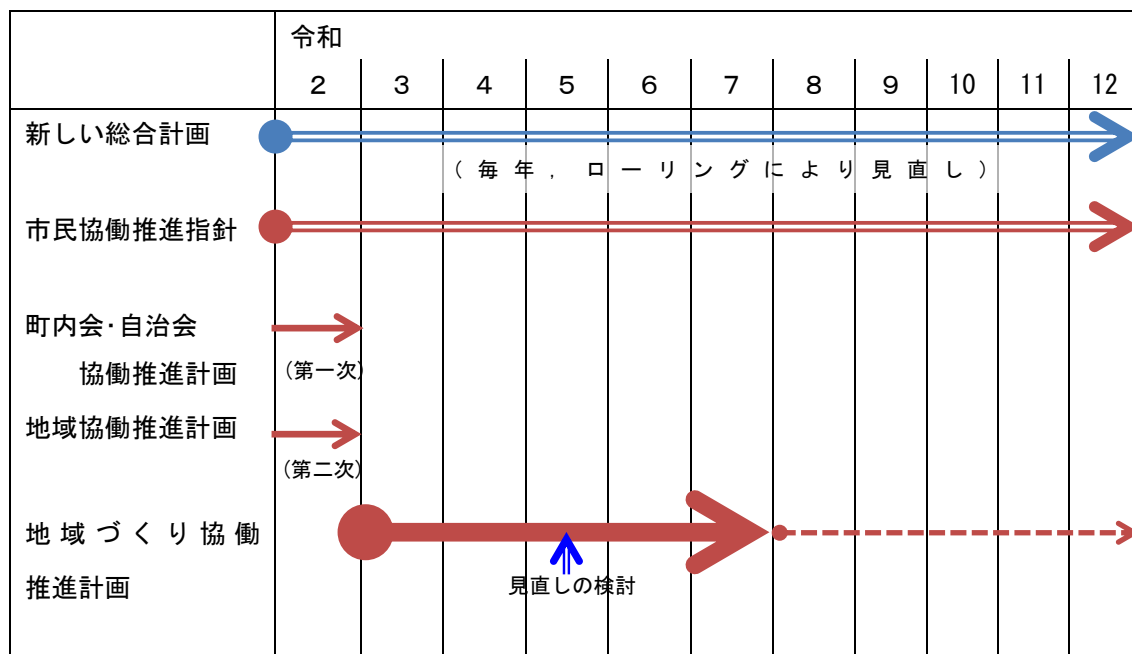
基本方針	取組の方向性	具体的取組	4章	5章	掲載 項数
① 制度の充 実と取り 組みの強 化	町内会・自治会 の加入促進	1 不動産協会との協定締結 ★	○		P23
		2 転入者に対する加入促進の強化	○		
	役員の負担軽減	3 町内会・自治会基礎講座の開催 ★	○		P24
		4 会議の開催調整	○		
		5 会長あて文書等の削減	○		
		6 各種手引きの充実と周知	○		P25
	補助制度の見直 しと活動資金の 情報収集	7 協働推進奨励金の簡素化・明確化	○		P26
		8 国や民間等の補助制度の情報提供	○	○	
		9 地域づくり事業補助の実施 ★		○	P34
		10 コミュニティ活動費補助の実施		○	
	活動施設の確保 への支援	11 空き家等利用自治公民館賃借料補助 の実施と制度周知	○		P26
		12 自治公民館整備事業補助の実施と制 度周知	○		P27
	多様な主体との 連携による活動 支援	13 専門知識を有する NPO 法人等の派遣	○		
	職員による活動 支援	14 職員による支援	○	○	P28
		15 地域担当職員制度の実施 ★		○	P35
		16 専任職員の配置		○	
② 拠点機能 等の充実	市民協働推進セ ンターの利用促 進	17 市民協働推進員の強化	○	○	P28
		18 市民協働推進センターの機能向上	○	○	P29
	拠点施設の整備	19 公共施設のアセットマネジメント		○	P36
③ 職員の意 識改革と 能力開発	職員の意識向上	20 職員向けアンケート及び研修の実施	○	○	P29
		21 退職予定者への地域活動参加の協力 依頼	○		P30
④ 市民意識 の醸成	情報発信の強化	22 地域活動情報交換会の開催	○	○	P30
		23 地域活動事例発表会の実施	○	○	
		24 多様な広報媒体の活用	○	○	P31
		25 市ホームページ・つながる“わ”の 充実	○	○	
	活動担い手の養 成	26 地域活動担い手養成講座の実施 ★	○	○	P32
		27 コミュニティリーダー研修会の実施	○	○	

※ 網掛け部分は共通の取組

10 計画期間

協働推進計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、社会経済情勢の変化や施策の動向を踏まえて、3年経過後に見直しの検討を行います。



第4章 町内会・自治会活動の活性化への取組

町内会・自治会は、自分たちが暮らす地域において様々な活動を行い、地域づくりを担っていることから、町内会・自治会の持続的な活動を推進するとともに、地域活動の活性化を図るため、次の取組を実施します。

1 個別の取組内容

基本方針①：制度の充実と取り組みの強化

(1) 町内会・自治会の加入促進

本市の町内会・自治会の加入率は横ばい傾向ですが、一戸建てよりマンションやアパートが多く立地している地区では町内会への加入が思うように進まないとの声があることから、本市への転入者やマンションやアパート入居予定者を対象とした町内会・自治会への加入を促進する取組を進めます。

【取組により期待される効果】

新規会員を増やすことで、役員の担い手や活動への参加者や協力者が増え、活動の活性化に繋がることが期待されます。

1 不動産協会との協定締結				重点1	新規
取組内容	市と不動産協会との間で、アパート・マンションの賃貸借契約時に「町内会・自治会の加入案内チラシ」を不動産会社から契約者へ配布することや町内会に関する相談の市への取次ぎなどを盛り込んだ協定締結に取り組みます。				
工程	R 3 調査・研究	R 4 実施	R 5 →	R 6 →	R 7 →

2 転入者に対する加入促進の強化					拡充
取組内容	町内会・自治会加入率を向上させるため、新築家屋や集合住宅向けの「町内会・自治会の加入案内チラシ」を作成し、引き続き町内会・自治会に配布します。特に、転入者増加時期は、盛岡市町内会連合会及び玉山地域自治会連絡協議会と連携しながら加入案内の強化に努めます。				
工程	R 3 実施	R 4 →	R 5 →	R 6 →	R 7 →

■ 町内会・自治会が取り組むこと

転入者に町内会・自治会の活動を理解してもらえるよう、会の役割や加入のメリットが伝わるような資料（総会資料、会報及びパンフレットなど）を備えておきましょう。

(2) 役員の負担軽減

町内会・自治会の役員を、現役世代や女性など、多様な人が担いやすくするため、本市が主催する会議等の開催時期や内容を見直すことに取り組むほか、市から送付する文書の見直しを行います。また、市が委嘱している非常勤職員について、関係機関と情報を共有しながら、地域の負担等を考慮して制度やあり方を見直しを引き続き検討を行います。

【取組により期待される効果】

会議の開催日等の調整や文書の削減等により、役員の負担が減り、活動に専念できることが期待できます。

町内会・自治会基礎講座の開催、各種手引き及びマニュアルを作成することで、新たな役員への引継ぎが円滑にでき、多様な人材が役員の担い手につながることを期待されます。

3 町内会・自治会基礎講座の開催				重点2	新規
取組内容	初めて役員となった方でも町内会・自治会の事務を行えるよう、町内会・自治会の事務担当者を対象に、市と町内会・自治会に関連する事務手続き等の手順を説明する「基礎講座」を開催し、円滑な町内会・自治会運営を支援します。				
工程	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
	調査・研究	実施	→	→	→

4 会議の開催調整					新規
取組内容	市が主催する会議について、開催日時等の情報共有の仕組みをつくることにより、複数の会議の同日開催及び土日開催、会議自体の集約を図るとともに、出席者の負担軽減を図ります。				
工程	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
	調査・研究	実施	→	→	→

5 会長あて文書等の削減					拡充
取組内容	町内会・自治会長あて文書及び回覧担当者あて文書自体の削減を図るとともに、文書配布方法についても、電子メールや市ホームページなどの積極的な活用に取り組みます。				
工程	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
	実施	→	→	→	→
	調査・研究	→	→	→	→

6 各種手引きの充実と周知					継続
取組内容	本市が作成する町内会・自治会向けの各種手引きについて、日々の活動や、役員変更の際に円滑な事務引継ぎに資するよう、更新を行うとともに集約化を図ります。				
工程	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
	実施	→	→	→	→

■ 町内会・自治会が取り組むこと

誰が担当しても迷わずに役割をこなすことができるよう、マニュアルを作成するなど、日ごろからメンバーと情報の共有を行いましょう。

(3) 補助制度の見直しと活動資金の情報収集

町内会・自治会及びコミュニティ推進地区組織等には、市から協働推進奨励金などが交付されており、日常の地域活動に必要な経費として活用されています。これらの経費について積算基準の明確化など見直しに取り組むことで、より活用しやすくなるような支援を行ってまいります。また、市以外の様々な団体が行う助成制度についても紹介に努め、積極的な活用を促します。

【取組により期待される効果】

協働推進奨励金やその他の補助制度の活用により、町内会・自治会やコミュニティ推進地区組織等の活動資金を確保し、地域の特性に応じた活動を継続的に行う運営体制を構築することが期待できます。

7 協働推進奨励金の簡素化・明確化					継続
取組内容	町内会・自治会の活動財源の安定に寄与するため、協働推進奨励金の積算方法を簡素化するとともに、積算基準を明確にした上で、継続して実施します。				
工程	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
	奨励金交付(継続) 調査・研究	→ →	(中間見直し)	→ 調査・研究	→ →

8 国や民間等の補助制度の情報提供					継続
取組内容	国や民間などの機関が実施している補助制度の情報を収集し、町内会・自治会へ情報提供を行うことで、活動資金確保の支援を行います。				
工程	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
	実施	→	→	→	→

■ 町内会・自治会及びコミュニティ推進地区組織等が取り組むこと

市民協働推進センター、岩手県NPO活動交流センター及びインターネットなどを活用して、利用可能な補助金等の情報収集を行いましょう。

(4) 活動施設の確保への支援

町内会・自治会の活動場所の確保するため、本市では空き家を借り上げて自治公民館に活用する場合の賃料補助のほか、自治公民館の新設・増改築、修繕などに対する補助制度を設けており、制度の周知を図ります。

【取組により期待される効果】

活動施設を確保することで、会合や行事がより気軽に開催できるようになり、活動の活性化が期待できます。

11 空き家等利用自治公民館賃借料補助の実施と制度周知					継続
取組内容	空き家等を借り上げて自治公民館として活用する場合、賃借料の一部を補助する制度を実施します。また、市の関係課と情報共有して空き家情報を発信し、町内会・自治会からの相談に対応して制度の活用を促進するとともに、周知を図ります。				
工程	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
	実施	→	→	→	→

12 自治公民館整備事業補助の実施と制度周知					継続
取組内容	自治公民館の新築、増改築及び修繕などで必要となる経費の一部を補助する制度を継続して実施します。				
工程	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
	実施 相談受付	→ →	→ →	→ →	→ →

■ 町内会・自治会が取り組むこと

自治公民館の新築や修繕などには多額の経費がかかります。計画的な積立てなど行うことにより、維持管理や修繕を進めるようにしましょう。また、集会やイベントなどの用途に応じて、身近な公共施設を活用しましょう。

(5) 多様な主体との連携による活動支援

市民活動団体やNPO法人等による専門知識や情報、人材などを活用し、地域の特性や課題などを地縁団体や市と一体となって地域づくりを行うことで、地域活動への支援を進めます。

【取組により期待される効果】

多様な主体との連携により、複雑化・多様化が進む地域課題に対応しやすくなり、持続的な地域活動が行われることが期待されます。

13 専門知識を有するNPO法人等の派遣					拡充
取組内容	町内会・自治会に対して、専門的な知識を有するNPO法人等をアドバイザーとして派遣し、運営体制の見直しや地域課題の解決のためのワークショップの開催、活動事例の紹介などの支援を行います。				
工程	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
	随時実施 関係団体と調整	→ →	→ →	→ →	→ →

(6) 職員による活動支援

本市では、コミュニティ推進地区単位で職員を「地域担当職員」や「専任職員」として配置して活動していますが、町内会・自治会単位で職員の配置をしていないことから、引き続き市民協働推進課及び市民協働推進センターで、町内会・自治会等に対する相談支援を担います。

【取組により期待される効果】

職員が地域と協働で課題解決や地域活動の活性化に取り組むことにより、各々の特性を生かして、円滑かつ効果的な活動が行われることが期待できます。

14 職員による支援					拡充
取組内容	小規模な町内会・自治会など、地域活動の継続が困難となる可能性がある団体が増えつつあることから、市民協働推進課や市民協働推進センターにおいて、よりきめの細かい相談の受付などの支援を実施するとともに、町内会・自治会等との意見交換の場を定期的に設けることにより、地域の課題解決や職員による支援の仕組みづくりを図ります。 また、過疎地域に所在する町内会・自治会などに対しては、庁内の関係課等と情報を共有し、地域の現状把握や地域コミュニティを維持するための仕組みづくりについて検討を行います。				
工程	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
	実施	→	→	→	→

基本方針②：拠点機能等の充実

(1) 市民協働推進センターの利用促進

市内6公民館（中央・上田・西部・河南・都南・渋民）は、それぞれ市民協働推進センターを併設しており、地域活動団体等から活動相談の受入や、活動に対する助言を行っています。一層の利便性向上を図ります。

【取組により期待される効果】

社会教育の専門機関である公民館を地域活動の拠点とすることにより、市の有する情報を効果的に地域に提供するとともに、地域課題の解決や各団体の活動の活性化が期待できます。

17 市民協働推進員の強化					拡充
取組内容	市民協働推進員が町内会・自治会等からの相談に円滑かつ有効に対応できるよう、各センターの職員向けの研修を行うとともに、センター同士の情報交換会を実施し、相談機能の強化を図ります。				
工程	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
	実施 (新制度試行)	新制度実施	→	→	→

18 市民協働推進センターの機能向上					拡充
取組内容	町内会・自治会及びコミュニティ推進地区組織等が、市民協働推進センターにおいて地域活動の相談を行いやすい環境を整えるため、相談対応実績などを公開するとともに、各センターからお知らせの発行や地域の活動事例を紹介する機会を設けるなど、センター機能の周知の強化を図ります。				
工程	R 3 実施	R 4 →	R 5 →	R 6 →	R 7 →

■ 町内会・自治会及びコミュニティ推進地区組織等が取り組むこと

市民協働推進センターを活用し、他の地域の活動情報や補助金情報などを収集して活動の活性化に取り組み、市民協働推進員に相談して地域課題の解決を図りましょう。

基本方針③：職員の意識改革と能力開発

(1) 職員の意識向上

職員は、業務だけでなく、地域の一員として自ら地域のことを学び取る意識を持つことが必要です。そのため、職員向け研修の内容を充実させて、職員の市民協働への意識を醸成します。また、市職員退職予定者に地域活動の参加を呼び掛けることで、地域の声を施策に反映する機会や地域活動の担い手を図ります。

【取組により期待される効果】

地域の一員として活動する職員を増やすことで、地域の声を施策に反映する機会や地域活動の担い手の増加が期待できます。

20 職員向けアンケート及び研修の実施					拡充
取組内容	職員が市民協働の原則を理解し、地域担当職員制度を十分に機能させることができるよう、アンケート等の実施を通して職員の地域活動への積極的な参加を促すとともに、研修内容の充実を図り、職員の意識向上・能力開発の機会を設けます。				
工程	R 3 実施 調査・研究	R 4 → →	R 5 → →	R 6 → →	R 7 → →

21 退職予定者への地域活動参加の協力依頼					拡充
取組内容	退職予定者へ退職後も、地域の一員として町内会・自治会等の地域活動に参加を促すとともに、すでに退職した職員の活動事例等を紹介するなど、地域活動に対する具体的なイメージが持てるよう働きかけます。				
工程	R 3 実施	R 4 →	R 5 →	R 6 →	R 7 →

基本方針④：市民意識の醸成

(1) 情報発信の強化

住民の地域活動の参加を図るには、地域のことを学び取る意識を持つことが必要であり、活動内容や地域の情報を多くの住民の目に触れていただく必要があることから、町内会・自治会の活動内容の周知機会の拡大に取り組みます。

【取組により期待される効果】

活動情報を積極的に発信することで、参加者や協力者が増え、地域活動が活性化することが期待できます。

22 地域活動情報交換会の開催					新規
取組内容	町内会・自治会の地域活動の活性化及び円滑化を図ることを目的に、地域活動の成功事例や悩みを共有できる場として情報交換会を開催します。				
工程	R 3 地域ニーズの ヒアリング調査	R 4 情報交換会 実施	R 5 情報交換会 実施	R 6 地域ニーズの ヒアリング調査	R 7 情報交換会 実施

23 地域活動事例発表会の実施					拡充
取組内容	元気なコミュニティ特選団体の行う事業や地域づくり事業などの活動成果を広く周知するため、事例発表会を実施するほか、活動の体験談を語り合うトークセッションなどを開催して、地域づくりに取り組みたいと考える地域住民の育成を図ります。				
工程	R 3 実施	R 4 →	R 5 →	R 6 →	R 7 →

24 多様な広報媒体の活用					拡充
取組内容	地域活動に対する住民の理解と関心を深めるため、「広報もりおか」への適宜記事掲載や、ソーシャルメディアを含む多様な民間広報媒体を活用するなど、効果的な情報発信に取り組みます。また、インターネット活用への支援を図ります。				
工程	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
	調査・研究 実施	→ →	→ →	→ →	→ →

25 市ホームページ・つながる“わ”の充実					継続
取組内容	地域活動団体の活動事例を共有する手段として発行している情報誌「つながる“わ”」に、より町内会・自治会の活動に役立つ情報を掲載するとともに、市ホームページの充実を図り、市民協働を進めるために必要な情報を発信します。				
工程	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
	実施	→	→	→	→

■ 町内会・自治会及びコミュニティ推進地区組織等が取り組むこと

マスメディア、会報及びインターネットなどを活用して、積極的に活動情報の発信を行いましょう。

(2) 活動担い手の養成

活発な町内会・自治会などのコミュニティ活動を行うには、多様な担い手の参画が必要です。多くの世代が担い手として活動に関わることで、多様で柔軟な考え方を組織に取り入れるよう、新たな担い手の養成を図ります。

【取組により期待される効果】

多様で柔軟な考え方を組織に取り入れることで、地域課題の解決が期待できます。また、多くの世代が担い手として活動に関わることで、持続的な町内会・自治会の運営を行うことが期待されます。

26 地域活動担い手養成講座の実施				重点5	拡充
取組内容	多様な人材による地域づくり組織の地域活動の参画を支援するため、種々の役割に応じて必要な知識や技術の習得を目的とした講座を継続して実施します。また、講座の内容を地域活動により反映させやすくするため、参加者が実際に地域課題の解決のための計画を考案するワークショップなどを実施します。なお、インターネットでの受付も進めます。				
工程	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
	実施	→	→	→	→

27 コミュニティリーダー研修会の実施					継続
取組内容	地域ですでに役員等として活動している方のスキルアップを目的とした研修会を継続して実施します。また、研修内容は複数年単位で企画し、連続性と発展性を持たせた内容にします。なお、インターネットでの受付も進めます。				
工程	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
	実施	→	→	→	→

■ 町内会・自治会及びコミュニティ推進地区組織等が取り組むこと

市や各種団体が行う研修会に参加して情報収集を図るとともに、組織でイベント等を企画するなど、若い世代等への声掛けの機会を作りましょう。

2 成果指標

計画期間中に達成を目指す数値目標として「成果指標」を設定し、令和6年度までの数値で達成度を検証します。また、成果指標へつながる取組の成果を示す指標として「参考指標」を設定します。

(1) 成果指標

町内会・自治会組織の継続と活性化を図ることで自主的な地域づくりの実現につなげることから、成果指標として『『コミュニティ活動（※）に参加したことがある』と答えた市民の割合（市まちづくり評価アンケート）』を設定し、取組の効果を検証することとします。

項目	現状値 (R 1)	目標値 (R 6)
「コミュニティ活動（※）に参加したことがある」と答えた市民の割合（市まちづくり評価アンケート）	45.2%	56.5%

※市まちづくり評価アンケートでは、「コミュニティ活動」を、「町内会等を中心に行われている活動」と定義しています。

(2) 参考指標

項目	現状値 (R 1)	単位	目指す 方向	把握方法
町内会加入率	87.5	%	↑	庁内調査
元気なコミュニティ特選団体（※）に登録された町内会・自治会の数	20	件	↑	庁内調査
会長あて送付文書の数	116	件	↓	庁内調査

※元気なコミュニティ特選団体とは、「人口減少・少子高齢化に向き合い、地域力の強化に取り組む県内のモデルとなるコミュニティ組織」として、岩手県が選定した組織です。対象となる団体は、町内会・自治会等の地縁団体のほか、特定の活動目的のために設立されたボランティア団体、NPO法人、地域づくり団体等です。

第5章 地域協働の推進への取組

多様な主体と市が相互に連携・役割分担してまちづくりなどを行う「地域協働」をより一層推進するよう、地域協働の成果をより多くの地区に広め、持続的に展開できる地域活動の仕組みづくりのため、次の取組を実施します。

なお、町内会・自治会活動の活性化への取組と共通する取組（21ページ参照）について、改めての掲載は行わないものとします。

1 個別の取組内容

基本方針①：制度の充実と取り組みの強化

(1) 補助制度の見直しと活動資金の情報収集

本市では、コミュニティ推進地区単位で、町内会・自治会、PTA、老人クラブ、NPO法人及び企業など多様な主体が連携して地域課題の解決を図るなど、地域協働を進める主体となる「地域づくり組織」への支援を進めてきました。今後も、地域づくり組織への「地域づくり事業補助」やその他の補助制度の一層の活用により、地域づくり組織が資金を確保し、地域特性に応じた活動を継続的に行う運営体制を図ります。

【取組により期待される効果】

地域づくり事業補助金やその他の補助制度の活用により、地域づくり組織が資金を確保し、地域の特性に応じた活動を継続的に行う運営体制を構築することが期待できます。

9 地域づくり事業補助の実施				重点3	拡充
取組内容	地域づくり事業補助金の補助対象経費の拡充及び事前協議の簡略化を図るとともに、補助額の算定根拠である地区の人口に応じた区分の見直しを行います。また、「地域づくり計画書」の簡素化を図り、地域づくり事業の実施地区の拡大を図ります。				
工程	R3 ・地域づくり事業補助の実施（継続） ・未実施地域の意向確認（新規）	R4 新制度実施	R5 →	R6 → (地域の意向確認)	R7 → (次期制度への移行準備)

10 コミュニティ活動補助の実施					継続
取組内容	コミュニティ推進地区組織の活動を維持・活性化するため、「コミュニティ活動費補助」を継続して実施します。				
工程	R3 実施	R4 →	R5 →	R6 →	R7 →

■ コミュニティ推進地区組織等が取り組むこと

- ・市民協働推進センター、岩手県NPO活動交流センター及びインターネットなどを活用して、利用可能な補助金情報の収集を行いましょう。
- ・地域課題や事業目的を明確にしたうえで、積極的に地域情報の発信を行い、協賛者を増やして活動資金を確保しましょう。
- ・継続して必要な活動ができるよう、事業規模の最適化を行いましょう。

(2) 職員による活動支援

本市では、地域担当職員制度を設け、コミュニティ推進地区単位での地域の会議等への出席や、市に対する地域要望の取次などを行っておりますが、これまでのところ、地区によっては、制度が機能していないとの声があります。このため、地域担当職員制度を見直し、職員が、地域と協働で課題解決や地域活性化に取り組みます。また、担当課職員を専任職員として、地域づくり組織の支援を担います。

【取組により期待される効果】

職員が地域と協働で課題解決や地域活性化に取り組むことにより、各々の特性を生かして、円滑かつ効果的な地域活動が行われることが期待されます。

15 地域担当職員制度の実施				重点 4	拡充
取組内容	職員の中から、地域の会議出席や地域要望の取次を行う「地域窓口担当」職員の配置を継続します。加えて、地域の課題解決の取組について、地域と一緒に考える「地域課題担当」職員を要望に応じて配置します。				
工程	R 3 地域の意向確認 試行実施	R 4 新制度実施 (第 4 期地域担当職員選任)	R 5 →	R 6 → (第 5 期地域担当職員選任)	R 7 →

16 専任職員の配置					継続
取組内容	地域担当職員とコミュニティ推進地区組織等との仲立ちを強化するため、市民協働推進課の職員を各地区担当の「専任職員」とし、地域活動の情報提供や地域づくり事業の支援を行います。				
工程	R 3 実施	R 4 →	R 5 →	R 6 →	R 7 →

基本方針②：拠点機能等の充実

(1) 拠点施設の整備

地域活動を進めるにあたり，コミュニティ推進地区組織や地域づくり組織の多くは，その活動拠点を，地区活動センターなどの市有施設に設けています。本市では，市民の共有財産であり地域活動の拠点となる公共施設について，公共施設保有最適化・長寿命化計画に基づき，施設の大規模改修等を進めます。

【取組により期待される効果】

地域協働に取り組む団体等の活動拠点として多く使用されている活動センター等の公共施設を整備することにより，世代を超えて継続した地域活動が営まれることが期待されます。

19 公共施設のアセットマネジメント					継続
取組内容	盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化計画に基づき，継続して拠点施設となる公共施設の整備を進めます。				
工程	R 3 実施	R 4 →	R 5 →	R 6 →	R 7 →

2 成果指標

地域づくり組織に向けた支援については、計画期間中に達成を目指す数値目標として次のとおり「成果指標」を設定し、令和元年度の数値を基準に令和6年度までの数値で達成度を検証します。

また、成果指標につながる取組の成果を示す指標として「参考指標」を設定します。

(1) 成果指標

地域協働の成果を多くの地区に広め、町内会・自治会の枠を越えた、地域の特色に応じた自主的な地域づくりの実現につなげることから、計画に掲げる取組の効果を「地域づくり事業の件数」により検証することとします。

項目	現状値 (R 1)	目標値 (R 6)
地域づくり事業の件数	46	64

(2) 参考指標

項目	現状値 (R 1)	単位	目指す 方向	把握方法
地域づくり事業を実施した地区の数	12	地区	↑	庁内調査
コミュニティリーダー研修会，地域活動担い手養成講座への参加人数	100	人	↑	庁内調査
地域の要望に応じて地域担当職員が出席した地域課題に関する会議等の件数	8	件	↑	庁内調査

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画に掲げる施策の効果的な推進を図るために、町内会・自治会、コミュニティ推進地区組織及び地域づくり組織をはじめ、地域活動に関わりをもつ団体など、多様な主体と緊密に連携しながら計画を推進します。

2 計画の進行管理

市民協働を進めるに当たり、市は常に市民協働に対する理解が得られるよう努めるとともに、施策の進捗状況を把握していく必要があります。

このため、推進計画に定める事業について、次に掲げる方法により進行管理を行い、着実かつ適切に実施されるよう、改善に努めていくこととします。

(1) 市民協働推進連絡会議における進行管理

庁内関係課による市民協働推進連絡会議を必要に応じて開催し、全庁的に事業の実施状況に関する情報共有や調整を随時行うこととします。

(2) 市民協働推進アドバイザー会議における進行管理

市民協働に知見を有する有識者による市民協働推進アドバイザー会議を必要に応じて開催し、市の取組状況についての助言を得るものとします。

3 計画と持続可能な開発目標（SDGs）とのつながり

(1) 持続可能な開発目標（SDGs）

2015年（平成27年）の国連サミットにおいて、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。このアジェンダは、国際目標として17のゴール・169のターゲットからなる、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals ; SDGs）」を、設定しています。



【出典】持続可能な開発のための2030アジェンダ，国際連合広報センター

(2) 協働推進計画とSDGs

本計画は、SDGsの17のゴールのうち、主に「目標17[実施手段] 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」の取組につながります。



資料編

資料 1（前計画の達成状況）

- 1 盛岡市町内会・自治会協働推進計画の達成状況・・・・・・・・・・40
- 2 第2次盛岡市地域協働推進計画の達成状況・・・・・・・・・・51

資料 2（アンケート・意見交換会の結果及び統計資料）

- 1 市民の地域活動への意識調査等・・・・・・・・・・61
- 2 町内会・自治会の現状・・・・・・・・・・64
- 3 地域づくり組織等の現状・・・・・・・・・・77

資料 3（策定の経緯）・・・・・・・・・・83

資料 1 前計画の達成状況

1 盛岡市町内会・自治会協働推進計画の達成状況

計画期間：平成27年度～令和2年度

取組方針	取組項目	主な取組内容	達成状況		本計画の 取組番号
			個別	総合	
制度の充実と取組の強化	1 協働推進奨励金制度を創設	・協働推進奨励金の創設 ・協働推進奨励金の運用	A B	B	7
	2 非常勤職員のあり方の見直し	・地区担当員制度の廃止 ・地域担当職員制度の実施 ・市民協働推進連絡会議による情報共有 ・非常勤職員のあり方の見直し	A B B B	B	15
	3 町内会・自治会活動の活性化に関する条例の研究	・他都市の状況を調査 ・条例制定の必要性・効果等を検証	A A	A	-
	4 町内会・自治会への加入促進	・町内会・自治会加入促進チラシの配布 ・町内会・自治会や連合組織との連携による取組推進	B B	B	2
拠点機能等の充実	5 市民協働推進センターの設置	・市民協働推進センターの設置 ・市民協働推進員の配置 ・市民協働に関する相談・支援体制の構築	B B B	B	17・18
	6 市の組織の充実	・市民協働推進連絡会議による情報共有 ・地域担当職員と関係課の情報共有の場の設置	B A	A	15
職員の意識改革と能力開発	7 職員の意識改革	・職員研修（意識改革）の実施 ・町内会・自治会活動に関する定期的な情報提供 ・町内会・自治会活動事例集の活用	B A A	A	20・21
	8 職員の能力開発	・職員研修（能力開発）の実施	A	A	20・21
市民意識の醸成	9 情報の共有化	・情報誌の発行やホームページの充実による情報発信 ・町内会・自治会活動事例集の作成・配布 ・講演会や事例発表の場の設置	B B B	B	23・24・25
	10 地域活動への参加促進	・市民意識調査の実施 ・コミュニティリーダー研修会の実施 ・まちづくり懇談会の充実 ・町内会・自治会の手引き発行	A B A A	A	27・6

実施区分

A：実施中であり，達成済み B：実施中だが，見直しが必要 C：実施に向け，検討中 D：必要性が減少し，取りやめた

No1 協働推進奨励金制度を創設						
内 容	・町内会・自治会の役員の負担軽減を図るため、手続きを簡素化する。 ・使途の自由度を高める制度設計にする。					
実 施 状 況	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
	・関係課協議 ・意見聴取 ・規則整備	制度の運用	→	→	→	→
状 況 達 成	B 実施中だが、見直しの必要がある。					
成 果	・平成28年度から「盛岡市町内会・自治会協働推進奨励金制度」の運用を開始し、各種補助金等を一元化した。 ・一元化した補助金の中に、玉山地域の自治会のみを対象としていた「自治会運営費補助金」も含まれており、一市二制度の状態も解消された。					
課 題	・奨励金の積算基準が複雑である。					
対 今 後 後 応 の	・積算方法を簡素化する必要がある。また、経過措置に関する見直しの検討を進める必要がある。					

No 2 非常勤職員のあり方の見直し						
内容	・地区担当員を廃止し、市及び町内会・自治会が分担して新たな役割を担う。 ・（仮称）地域担当職員を配置する。 ・その他の非常勤職員について、あり方の見直しを進める。					
実施状況	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
	地区担当員 廃止	・協働推進奨励金交付 ・コミュニティ推進地区毎に地域担当職員配置	→ →	→ →	→ ・非常勤職員のあり方の検討	→ → ・市民協働推進連絡会議開催
状況達成	B 実施中だが、見直しの必要がある。					
成果	・地区担当員制度を平成27年度で廃止。平成28年度から「広報配布謝礼」を含む7種類の補助金や謝礼金を一本化した「協働推進奨励金」の交付を開始。 ・市民協働推進連絡会議は、定期の開催ではなく、必要に応じて開催した。 ・非常勤職員のあり方の見直しについては、意見交換会やアンケート調査を実施し、町内会・自治会における現状の聞き取りを行った。また、庁内で町内会・自治会に推薦を依頼する非常勤職員等の実態調査を行った。					
課題	・地域担当職員の活動は、会議への出席や要望取次となっており、職員と地域住民とのつながりが薄い。					
対応今後の	・市民協働推進連絡会議については、今後も必要に応じて開催する。 ・市が委嘱している非常勤職員については、関係機関と情報を共有しながら、地域の負担等を考慮して、制度やあり方の見直しを引き続き検討する。					

No 3 町内会・自治会活動の活性化に関する条例の研究						
内容	・他都市の制定状況を調査する。 ・町内会・自治会活動の活性化に関する条例の必要性・効果等について研究を行う。					
実施状況	H27 条例の調査 ・研究	H28 →	H29 →	H30 →	R 1 →	R 2 →
状況達成	A 実施中であり，達成済みである。					
成果	・町内会・自治会の加入促進や活動の活性化に関する条例について，他都市の制定状況等の調査を実施し，条例を制定している自治体は極めて少数であり，条例の制定によって町内会・自治会活動の活性化に必ずしも結びつくものでなく，取組の内容によることが大きいと判断した。					
課題	・町内会・自治会は任意団体であることから，加入を義務付けることはできないとする判例が示された。					
対今後の対応	・今後は他都市の事例を引き続き調査・研究する。					

No 4 町内会・自治会への加入促進						
内容	・転入者やアパート・マンションの施工主に対して、町内会・自治会加入促進チラシを配布する。 ・町内会・自治会や連合組織との連携により加入促進の取組を進める					
実施状況	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
		・町内会・自治会加入促進チラシの配布 ・町内会・自治会や連合組織との連携による取組推進	→	→	→	→
状況達成	B 実施中だが、見直しの必要がある。					
成果	・加入促進チラシの配布については、転入者や建築指導の窓口にて配布を実施した。 ・市民から自分の町内会・自治会が不明な場合の問い合わせに対し、連合組織を案内し、町内会・自治会や連合組織を通じて紹介することで、市民と町内会・自治会を繋ぐ役割を担った。					
課題	・現体制は、市民から問い合わせがあった場合に対応する流れであるが、市と連合組織が能動的に動き、市民に町内会・自治会への加入を働きかける必要がある。					
今後の対応	・加入促進チラシの配布については、今後とも継続し、実施することとする。					

No5 市民協働推進センターの設置						
内 容	・地域協働を含む市民協働の相談窓口として、市内6公民館（中央，上田，河南，都南，西部，渋民）に設置します。					
実 施 状 況	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
	・上田公民館・河南公民館の2館でモデル事業実施	・6公民館に拡充実施	→	→	→	→
	・市文化振興事業団と指定管理協定を締結	→	→	→	→	→
	・利用者意識調査・実態把握	→	→	→	→	→
	・関係課等と情報共有		・6センター巡回企画展示実施	→	→	→
状 況 達 成	B 実施中だが、見直しの必要がある。					
成 果	・市民協働推進センター事業実施要綱（平成27年2月12日23日策定）に基づき、平成27年度に上田・河南公民館で、モデル事業を実施。平成28年度からは、市直営の区公民館（中央・上田・西部公民館）に加え、指定管理により運営している区公民館（河南・都南・渋民公民館）に市民協働推進センターを開設。 ・地域活動団体の、団体運営や事業運営に関する相談、助言又は支援や、市補助金等に係る申請手続きの取次、コピー機の貸し出しなどを行った。					
		H27	H28	H29	H30	R1
	相談対応	204件	293件	362件	298件	263件
	うち市民協働関連	56件	43件	105件	56件	31件
	申請取次	107件	84件	95件	80件	73件
	印刷	1,596件	11,184件	11,273件	4,101件	3,313件
	※ 大規模改修工事のため、中央公民館はH30・R1年度は休館。 ・モデル事業から取り組み始めた施設は、地域活動の拠点のひとつとして機能し始めている。					
題 課	・市全体としては市民協働推進センターの知名度が低く、制度が十分に定着したとは言い難い。					
対 今 後 の 応	・市民に対して、施設機能の周知を図るとともに、地域活動に関する相談に対応するため、職員の知識習得を目的とした研修の実施等が必要。					

No 6 市の組織の充実						
内 容	・定期的に「市民協働推進連絡会議」を開催する。 ・地域担当職員と関係課の情報共有の場を設置する。					
実施状況	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
		・地域担当職員と関係課との情報共有	→	→	→	→ ・市民協働推進連絡会議開催
状況達成	A 実施中であり，達成済みである。					
成果	・市民協働推進連絡会議は，平成27年度に2回開催した。 ・地域担当職員と関係課との情報共有については，毎年度，地域の特定空き家の情報を，担当課から地域担当職員に提供した。また，地域活動と密接な関わりがある課等の職員が講師をつとめ，地域担当職員研修会において，情報共有を図った。					
課題	・「定期的な開催」には至らなかった。					
対 今後の応	・市民協働推進連絡会議については，「定期的な開催」にはこだわらず，必要に応じて開催することとし，会議以外の方法も活用して，関係課が随時情報共有できるよう検討したい。					

No 7 職員の意識改革						
内 容	・特別研修や階層別研修を実施する。 ・地域における活動情報を定期的に提供する。					
実 施 状 況	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
	・職員研修の実施	→ ・町内会・自治会活動に関する定期的な情報提供	→ →	→ →	→ →	→ →
状 況 達 成	A 実施中であり，達成済みである。					
成 果	・職員研修は，次のとおり毎年継続実施している。 ① 新任監督者研修・初級職員研修（市民協働の理念や様々な事例について紹介し，「協働によるまちづくり」についての理解を深める） ② 退職予定者への地域活動参加の説明会を平成29年度から実施している。 ・町内会・自治会活動に関する情報提供は，次のとおり実施している。 ① 平成28年度より，地域協働情報誌「つながる“わ”」を職員にデータ配信 （毎奇数月発行） ② 平成30年度より，地域担当職員通信を職員にデータ配信 （年5回程度，不定期発行）					
対 今 後 の 応	・今後も継続して実施する。					

No 8 職員の能力開発						
内 容	・ 特別研修や階層別研修において、企画力，コミュニケーション能力，コーディネート能力を開発する研修を拡充する。					
実 施 状 況	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
	・ 職員研修 の実施	・ 地域担当 職員研修 の実施	→	→ ・ 新任社会 教育職員 研修会に 講師派遣	→ →	→ →
状 況 達 成	A 実施中であり，達成済みである。					
成 果	・ 地域担当職員を対象に，ワークショップ形式の研修会を実施。地域で開かれるワークショップに参加する際に，円滑に地域住民と対話ができるよう，知識や技術の習得・向上を図った。 対象者：全地域担当職員 実施状況：平成28年度以降年1・2回程度 内 容：地域情報・活動状況の共有（各年） 地域おこし協力隊活動発表～地域との関わり方（R 1年度） 盛岡市における地域防災の取り組みについて（H30年度） ・ 社会教育関係職員研修会に職員を派遣。市民協働推進センターに勤務する職員のみならず，図書館等社会教育関係施設に勤務する職員に対しても，地域活動や市民協働についての情報を提供した。 対 象：新任社会教育関係職員 実施状況：平成30年より各年					
対 今 後 の 応	・ 今後も継続して実施する。					

No 9 情報の共有化						
内容	・定期的に情報誌を発行する。 ・盛岡市公式ホームページを充実させる。 ・講演会や事例発表・情報交換の場を設置する。					
実施状況	H27 ・情報誌の発行や市HPの充実による情報発信 ・講演会や事例発表の場の設置 ・町内会自治会活動事例集の作成・配布	H28 →	H29 →	H30 →	R 1 →	R 2 →
状況達成	B 実施中だが、見直しの必要がある。					
成果	・地域協働情報誌「つながる“わ”」を隔月発行。平成28年度からは、盛岡市内にのみ事務所を有するNPO法人（約130団体）に配布先を拡充。 ・盛岡市公式ホームページへ回覧文書の掲載や、補助金に関する各種様式の掲載を行い、充実を図った。なお、主な成果は次のとおり。 【新設したHP】 市民協働推進センター（H27年度） NPO法人に関するページ（H28年度） 地域担当職員、コミュニティ地区の概要（H30年度） 【リニューアルしたHP】 市民協働推進事業補助金（事業実績や事業概要等を掲載） 地域活動バス「せきれい」（利用案内や運行予定表等を掲載） 協働によるまちづくり（地域協働実施地区の活動事例ポスターの掲載） ・コミュニティリーダー研修会を2部構成とし、地域活動の事例発表の場を設けた。また、平成30年度からは地域活動団体から活動内容を紹介するポスターを市民協働推進センター等で展示。様々な団体の活動事例の周知を図った。 【事例発表団体（地域づくり組織を除く）】 H27年 大和ハウス工業㈱岩手支店、街づくり集団ゆいネット盛南 H28年 高松第一町内会 H29年 仙北一丁目第二町内会 H30年 稲荷町内会 R 1 年 境田町内会					
課題	・盛岡市公式ホームページの充実について、今後より一層のインターネットの活用が見込まれる。					
今後の対応	・町内会長あて文書や、現在ホームページに掲載されていない補助金の各種様式の掲載を検討する必要がある。 ・必要な情報を必要な時に得ることができるよう、町内会向けのページの作成も検討が必要である。					

No10 地域活動への参加促進						
内容	・市民意識調査を実施する。 ・地域リーダー、女性リーダーを対象とした研修会・講座等を開催する。 ・新たな町内会・自治会の手引きの発行					
実施状況	H27 ・市民意識調査の実施 ・コミュニティリーダー研修会、講座等の開催	H28 →	H29 → ・各種手引き発行	H30 →	R 1 ・市民意識調査の実施 →	R 2 →
状況達成	A 実施中であり，達成済みである。					
成果	・市民意識調査について，平成27年度及び令和元年度に実施した。 ・地域活動を牽引することができる人材の育成を目的とした「コミュニティリーダー研修会」や，地域活動に必要な知識や技術の習得を目的とした人材養成講座を，定期的実施した。 【コミュニティリーダー研修会開催実績】 H27 「被災地に学ぶ地域コミュニティづくり」 講師：釜石リージョナルコーディネーター協議会 二宮雄岳氏 H28 「町内会・自治会の活性化について」 講師：合同会社フォーティR&C代表 水津陽子 氏 H29 「総参加型を目指す自治会づくり～災害公営住宅での取組に学ぶ」 講師：岩手大学三陸復興・地域創生推進機構 地域コミュニティ再建支援班（特任研究員）船戸義和 氏 H30 「住民が創る持続可能な地域づくり・ひとづくり」 講師：NPO法人きらりよしじまネットワーク 事務局長 高橋由和 氏 R 1 「「お客様」をつくらない地域づくり」 講師：NPO法人ハズオン埼玉 理事 西川正理 氏 ・次のとおり手引き等を発行した 「町内会・自治会の手引き（第2版）」H29年3月発行 「町内会・自治会の個人情報保護の手引き」H29年5月発行 「町内会・自治会向け補助制度の手引き」H30年9月発行，H31年4月改定					
今後の対応	・町内会・自治会向けの手引きの発行については，変化し続ける社会情勢の中で，最新の情報を提供し，町内会・自治会活動に役立てていただくため，社会情勢の変化や制度の変更に伴い，今後も引き続き手引きを発行する必要がある。					

2 第2次盛岡市地域協働推進計画の達成状況

計画期間：平成28年度～令和2年度

施策の柱	分類	個別の施策	主な取組内容	達成状況		本計画の 取組番号
				個別	総合	
地域協働 に対する 市の支援	市職員による地域活動 の支援	1 専任職員の体制強化	・地域づくり事業の実施を支援	B	B	16
		2 地域担当職員の配置	・地域担当職員を配置 ・制度の見直し	A B	B	15
		3 専門知識を持った職員の派遣	・地域の要請に応じて職員を派遣	B	B	13・16
	補助金制度の運用	4 元気まちづくり事業補助金制度の運用	・地域づくり計画の立案に対する経費を助成 ・地域づくり事業の実施に係る経費を助成	B B	B	9
	地区の事務 処理の負担 軽減等	5 地域づくり計画の簡素化・有期限化	・地域づくり計画の簡素化・有期限化 ・既存の地域づくり事業の継続実施	B B	B	9
		6 市民協働推進センターの設置	・市民協働推進センターを6公民館に設置	B	B	17・18
	相談窓口と情報提供の充実	7 コミュニティ情報誌の発行、広報もりおか、市HP	・情報誌、広報もりおか、市ホームページで市民協働に係る情報を発信	B	B	24・25
地域協働 の環境づくり	人材育成講座等の実施	8 人材育成講座の充実	・知識・技術の習得のための講座を実施	A	A	26
	事例発表会等の実施	9 地域協働事例発表会の実施	・地域協働の事例発表や意見交換会の開催	A	A	23
	機構・組織・制度の見直し	10 地区割の見直し	・コミュニティ推進地区と地区福祉推進会の区割りの整合を図る	D	D	-
		11 組織・補助制度・拠点施設の再編検討	・地区に存在する組織や各々の組織に対する補助制度の検証 ・アセットマネジメントの観点から拠点施設の整理・統合を検討	A A	A	8・10・19
地域の主体的な取組	地域協働事業の実施	12 地区のニーズ集約と企画立案・事業実施・見直し	・各地区における地域づくり事業の実施・見直し	B	B	9

実施区分

A：実施中であり、達成済み B：実施中だが、見直しが必要 C：実施に向け、検討中 D：必要性が減少し、取りやめた

No 1 専任職員の体制強化					
内容	・市民協働推進課の職員で各地区の担当を設定し, 地域づくり組織の組織化, 地域づくり計画の策定や地域づくり事業の実施を支援します。 ・制度開始 1 年経過後に地域担当職員制度と併せ, 見直しを検討します。				
実施状況	H28	H29	H30	R 1	R 2
	継続実施	→	→	→	→
状況達成	B 実施中だが, 見直しの必要がある。				
成果	・専任職員の体制について, 特段の見直しの必要が生じなかったため, 見直しは行わず, 各地区への支援を継続して行った。				
対今後の応	・今後も継続して実施する。				

No 2 地域担当職員の配置						
内容	・各地区に居住する職員の中から地域担当職員を専任し、専任職員のサポートを行います。 ・制度開始1年経過後に見直しを検討します。					
実施状況	H28	H29	H30	R 1	R 2	
	地域担当職員： 151人配置①	→ 制度見直し	地域担当職員： 148人配置② (見直し後実施)	→ 制度見直し	地域担当職員： 148人配置③ (継続実施) →	
状況達成	B 実施中だが、見直しの必要がある。					
成果	・コミュニティ推進地区ごとに5～6人の市職員を地域担当職員として配置。次のとおり業務を行った。					
	業務		H28	H29	H30	R1
	コミュニティ推進地区組織及び地域づくり組織が主催する会議への出席	総会	42回	31回	28回	31回
		まちづくり懇談会	15回	15回	15回	15回
		その他の会議	1回	1回	12回	8回
	担当課への要望取次		40件	30件	42件	69件
	被災認知時の情報伝達		0件	0件	0件	0件
	空地・空き家に関する状況把握		108件	0件	0件	0件
課題	・平成29年度、制度の見直しを行い、平成30年度から、見直し後の制度を運用。令和元年度から令和2年度にかけて、2回目の制度見直しを検討した。					
	・地域担当職員制度について、制度の活用方法についての疑問の声が地域から寄せられており、また、活用についても地域により差がある状況である。					
今後の対応	・支援対象や業務内容などを見直しを行い、より、実効性のある制度の構築を検討する必要がある。					

No 3 専門知識を持った職員の派遣					
内容	・地域づくり組織等の要請に応じ、専門分野に知識を持った市職員を地区に派遣します。				
実施状況	H28	H29	H30	R 1	R 2
	要請により 随時派遣	→	→	→	→
状況達成	B 実施中だが、見直しの必要がある。				
成果	・「学びの循環推進事業」を活用、専任職員が地区に出向いて説明を行うなど、地区からの要請に応じて随時派遣を行った。				
課題	・派遣実績はあるが、件数は少ない。				
対今後の対応	・各地区の状況に応じた支援ができるよう、職員やNPO法人などによる地域課題に対する支援体制を整備するとともに、地域活動者が気軽に相談できるよう情報発信を行う必要がある。				

No 4 元気まちづくり事業補助金制度の運用					
内容	・地域づくり計画の立案と、地域づくり事業の実施に対し、その経費を助成します。 ・計画の中間年に制度の見直しについて検討します。				
実施状況	H28	H29	H30	R 1	R 2
	地域づくり事業 実施団体へ補助 金を交付	→	→	→ 見直し検討	→ →
状況達成	B 実施中だが、見直しの必要がある。				
成果	・第1次地域協働推進計画において「地域づくり計画書」を策定した地区に対し、「地域づくり事業補助金」として継続的に補助金を交付している。 ・制度の見直しについて検討を行った。				
課題	・見直し後の制度実施には至らなかった。 ・補助金の対象経費について、拡大を求める要望が地区から上げられた。				
対今後の対応	・各地区の活動状況に加え、市の規則や他市の状況も確認しながら、補助対象経費の見直しを行う。				

No 5 地域づくり計画の簡素化・有期限化					
内 容	・地区の負担軽減と事業の見直し意識醸成のため、地域づくり計画の簡素化を推奨し、最長5年の期限を設けます。 ・事業実施地区には既存制度の事務処理の継続を認めます。 ・計画の中間年に制度の見直しについて検討します。				
実 施 状 況	H28 (実施地区) 既存制度の維 持継続	H29 →	H30 →	R 1 → 見直し検討	R 2 → →
状 況 達 成	B 実施中だが、見直しの必要がある。				
成 果	・既に地域協働実施している12地区については、継続して事業を実施した。				
課 題	・新規の取組については、数地区から相談があったものの、いずれも実施にはいたらなかった。 ・新たに取り組むことを検討した地区からは、実施にあたり地区民全員を対象としたワークショップ等を行い、合意形成を図ることが困難（手間が掛かる）という意見が寄せられた。				
対 応 の 今 後	・事業効果の範囲をコミュニティ推進地区全域よりも狭い範囲でも可能とし、事業を企画する際の合意形成の方法を従来よりも簡素化するなど、新規に取り組む際の負担軽減を図り、地域づくり事業の未実施地区においても、取り組みやすい制度の構築が必要である。				

No 6 市民協働推進センターの設置					
内 容	・ 公民館等に市民活動支援の機能をもたせ、市民協働推進センターとする。 ・ 市民協働推進センターに、必要に応じて市民協働推進員を配置する。				
実施状況	H28	H29	H30	R 1	R 2
	・ 6 公民館に市民協働推進センターを設置	→	→	→	→
	・ 市文化振興事業団と指定管理協定を締結	→	→	→	→
	・ 利用者意識調査・実態把握	→	→	→	→
	・ 関係課等と情報共有	・ 6 センター巡回企画展示実施	→	→	→
状況達成	B 実施中だが、見直しの必要がある。				
成果	・ 市民協働推進センター事業実施要綱（平成27年2月12日23日策定）に基づき、市直営の区公民館（中央・上田・西部公民館）及び、指定管理により運営している区公民館（河南・都南・渋民公民館）に市民協働推進センターを開設。 ・ 地域活動団体の、団体運営や事業運営に関する相談、助言又は支援や、市補助金等に係る申請手続きの取次、コピー機の貸し出しなどを行っている。				
		H28	H29	H30	R1
	相談対応	293件	362件	298件	263件
	うち市民協働関連	43件	105件	56件	31件
	申請取次	84件	95件	80件	73件
課題	印刷	11,184件	11,273件	4,101件	3,313件
	※ 大規模改修工事のため、中央公民館はH30・R1年度は休館。				
今後の対応	・ 平成27年度から当該事業を行う施設（上田公民館、河南公民館）は、地域活動の拠点のひとつとして機能し始めている。				
	・ 市全体としては市民協働推進センターの知名度が低く、制度が十分に定着したとは言い難い。				
今後の対応	・ 市民に対して、施設機能の周知を図るとともに、地域活動に関する相談に対応するため、職員の知識習得を目的とした研修の実施等が必要。				

No 7 コミュニティ情報誌(つながる“わ”)の発行, 広報もりおか, 市 ホームページ					
内 容	・ 市民協働に関わる情報を様々な情報媒体を活用し提供します。				
実 施 状 況	H28	H29	H30	R 1	R 2
	・ 情報誌の発行や市HPの充実による情報発信 ・ 講演会や事例発表の場の設置	→ →	→ →	→ →	→ →
状 況 達 成	B 実施中だが, 見直しの必要がある。				
成 果	・ 地域協働情報誌「つながる“わ”」を隔月発行。平成28年度からは, 盛岡市内にのみ事務所を有するNPO法人(約130団体)に配布先を拡充。 ・ 広報もりおかに, 地域協働の推進に係る特集記事を掲載(R2年度) ・ 盛岡市公式ホームページについて, 次のとおり充実を図った。 【新設したHP】 - NPO法人に関するページ(H28年度) - 地域担当職員, コミュニティ地区の概要(H30年度) 【リニューアルしたHP】 - 市民協働推進事業補助金(事業実績や事業概要等を掲載) - 協働によるまちづくり(地域協働実施地区の活動事例ポスターの掲載)				
課 題	・ 盛岡市公式ホームページの充実について, 今後より一層のインターネットの活用が見込まれる。				
対 今 後 の 応	・ 必要な情報を必要な時に得ることができるよう, ホームページの情報を随時更新する。 ・ 地域協働の推進について, より多くの市民等の理解と協力が得られるよう, 多様な広報媒体の活用について検討する。				

No 8 人材育成講座の充実					
内 容	・ 地域活動における種々の役割に応じた必要な知識・技術の習得を意識し、人材育成講座を実施します。				
実 施 状 況	H28	H29	H30	R 1	R 2
	実施	→	→		実施
状 況 達 成	A 実施中であり、達成済みである。				
成 果	・ 地域で活動する人を対象に、様々な知識や技術の習得を意識した講座を実施している。 【人材養成講座開催実績】 H28 ・ コミュニティデザイン講座（2回） 講師：NPO法人いわてフォーラム21 事務局長 中村恭香 氏 ・ コミュニティビジネス講座 講師：NPO法人アイディング 代表理事 藤枝薫 氏 H29 ・ 地域を盛り上げMAX 講師：玉山地域活性化プロジェクトTAMAYAMAX 工藤昭敏 氏 ・ 地域協働フォローアップ講座 講師：市民協働推進課員 H30 ・ 町内会・自治会活動支援セミナー「参加者を広げる工夫」 講師：岩手大学三陸復興・地域創生推進機構特任助教 船戸義和 氏 ・ ファシリテーター養成講座（3回） 講師：いちのせき市民活動センター長 小野寺浩樹 氏 R 2 ・ 活動の輪を広げよう！ 講師：NPO法人まちサポ零石 理事長 櫻田七海 氏 ・ 地域課題アプローチ 講師（ファシリテーター）：NPO法人いわてフォーラム21				
課 題	・ 参加者の満足度は高いが、参加する人が固定化する傾向にある。				
対 今 後 の 応 応	・ 今後も、継続して実施する。なお、対象者の活動歴やニーズに合わせて、講座のテーマや講座の回数、開催時間・場所など、柔軟に設定する。				

No 9 地域協働事例発表会の実施					
内容	・市内で地域協働に取り組んでいる地域の事例発表や意見交換会を開催し、各地区の地域づくり事業を広く周知します。				
実施状況	H28	H29	H30	R 1	R 2
	実施	→	→	→	→
状況達成	A 実施中であり、達成済みである。				
成果	・コミュニティリーダー研修会を2部構成とし、事例発表の場を設けた。 ・地域活動団体の活動内容を紹介するポスターを、市民協働推進センターやリーダー研修会の会場で展示し、事例の紹介に努めた。また、令和元年度からは、活動事例を市民ホールで随時公開するとともに、盛岡市公式ホームページ上で公開し、事業成果の周知を行っている。 【事例発表団体】 H28 渋民地区自治会連絡協議会 H29 好摩地区まちづくり協議会 H30 玉山薮川地区福祉推進会 R 1 乙部地区地域協働のまちづくり事業推進委員会 R 2 東厨川地区福祉推進会				
課題	・参加者の満足度は高いが、参加する人が固定化する傾向にある。				
対今後の対応	・今後も継続して実施する。				

No10 地区割りの見直し					
内容	・地区の意向を確認し、その実情や歴史的経緯を踏まえ、コミュニティ推進地区と地区福祉推進会の区割りの整合性を図るよう検討します。				
実施状況	H28	H29	H30	R 1	R 2
				地区からの意見聴取	
状況達成	D 実施する必要が減少したため、取りやめた。				
成果	・地区の意向確認をした結果、現行の地区割りで特段の支障は無いことが分かったため、実施しないこととした。				
対今後の対応	・地区からの相談に応じて、随時、検討を行う。				

No11 組織・補助制度・拠点施設の再編検討					
内容	・地区に存在する組織や各々の組織に対する補助制度，アセットマネジメントの観点からの拠点施設の整理・統合について，地区の意向を確認し，その実情や歴史的経緯を踏まえ，多角的な視野で検討します。				
実施状況	H28 アセットマネジメントの計画に基づく整理・統合の実施	H29 →	H30 →	R 1 →	R 2 →
状況達成	A 実施中であり，達成済みである。				
成果	・地区に存在する組織や各々の組織に対する補助制度については，数地区から相談などを受け助言等を行った。 ・拠点施設については，アセットマネジメントの計画に基づき整理・統合が進んだ。				
対今後の対応	・地区に存在する組織や各々の組織に対する補助制度については，必要に応じて，随時，検討等を行う。 ・拠点施設については，アセットマネジメントの計画に基づき整理・統合を進める。				

No12 地区のニーズ集約と計画立案・事業実施・見直し					
内容	・地区のニーズに沿った地域づくり計画の立案を行い，事業を実施します。各年度末には地域づくり事業の振り返りと必要に応じた地域づくり計画の見直しを行います。				
実施状況	H28 地区のニーズ集約と立案・事業見直し	H29 →	H30 →	R 1 →	R 2 →
状況達成	B 実施中だが，見直しの必要がある。				
成果	・地域協働実施地区（12地区）において，地域の特色を生かした様々な事業が行われ，地域の課題解決に一定の効果が上げられた。 ・一部の地域において，地域づくり計画の策定から一定期間が経過したことから，自発的に計画の見直しが行われた。				
課題	・地域住民のみでの計画見直しが困難な地区に対しては，支援が必要と思われる。 ・地域づくり事業実施団体からは，事務局や一部役員の負担が重いことについて複数の地区から意見が寄せられている				
対今後の対応	・事務局や役員の負担軽減を図りながら，地域の特色をいかした事業を継続して行うことができるような支援を続けることが望ましい。				

資料２ アンケート・意見交換会の結果及び統計資料

１ 市民の地域活動への意識調査等（市民アンケートの結果）

① 市民アンケートの結果

- ・実施期間：令和元年８月１４日～８月２７日
- ・対象：満１８歳以上の市民（対象者数 3,000 人）
- ・有効回収数：1,196 人（有効回収率 39.9）
- ・集約結果：

(1) 主に住民によって組織された団体が行う地域活動に、どのくらいの頻度で参加していますか。

項目	回答数	割合 (%)
１ 頻繁に参加している（月１以上）	92	7.7
２ 定期的に参加している（２～３ヶ月に１回程度）	177	14.8
３ たまに参加している（年に１・２回程度）	278	23.2
４ 現在は参加していないが、過去には参加したことがある	308	25.8
５ 参加したことがない	322	26.9
６ 無回答	19	1.6
合計	1,196	100.0

(2) （(1)で１，２，３回答者） 地域活動に参加する理由は何ですか。（複数回答可）

項目	回答数	割合 (%)
住民同士の交流ができる	284	51.9
地域や住民の役に立つことができる	233	42.6
地域の様子を知ることができる	215	39.3
役員である	117	21.4
子どもが参加するから	95	17.4
地域活動に興味・関心がある	85	15.5
災害などの緊急時に備える	74	13.5
誰でも参加しやすい	43	7.9
知人に誘われる	30	5.5
時間に余裕がある	29	5.3
その他	29	5.3
無回答	6	1.1

(3) ((1)で4・5回答者) 地域活動に消極的な理由は何ですか。(複数回答可)

項目	回答数	割合 (%)
日程が合わない	252	40
忙しい	225	35.7
一人では参加しづらい	169	26.8
人間関係が煩わしい	142	22.5
手伝いや役員などを頼まれそう	123	19.5
参加者の世代が自分と合わない	98	15.6
その他	94	14.9
現在の地域に長く住む予定がない	72	11.4
地域活動に興味・関心がない	70	11.1
拘束時間が長い	62	9.8
案内(チラシや回覧板)がない	55	8.7
活動する必要性を感じない	55	8.7
無回答	18	2.9

(4) 役員の担い手不足や高齢化, 地域活動への参加者の固定化などの地域課題を抱えています。どのような方法で解決できると思いますか。(複数回答可)

項目	回答数	割合 (%)
世代やライフスタイルに合わせた活動を行う	472	39.5
役員の仕事を誰もが分かるようにする	375	31.4
役員のサポート体制をつくる	346	28.9
会議の回数や時間を減らす	334	27.9
地域活動の規模を縮小する	323	27
役員報酬を支払う	279	23.3
役員を輪番制にする	162	13.5
資料作成や会計の処理を委託する	152	12.7
隣接する町内会・自治会と合併する	122	10.2
案内(チラシなど)を全戸配布する	119	9.9
他の団体と合同で行事や事務を行う	97	8.1
無回答	85	7.1
その他	73	6.1
団体を法人化する	52	4.3

- (5) 上記の団体が抱える地域課題の解決のために、住民以外の人たちで構成される団体との連携や協力があれば解決できると思う方法は何ですか。（複数回答可）

項目	回答数	割合 (%)
イベントの企画や実施に関する相談や協力	337	28.2
様々な活動事例の紹介などの情報提供	334	27.9
地域活動のPRや参加者募集などの情報発信	298	24.9
資料作成や会計などの処理の請負	273	22.8
組織運営に関するアドバイザー派遣	203	17
多様な団体同士をつなぐマッチングの役割	170	14.2
無回答	159	13.3
役員向けの研修会や講座の開催	145	12.1
地域のことは地域で解決すべきなので、連携や協力はなじまない	127	10.6
その他	70	5.9

② 地域活動への参加状況

令和元年度に満18歳以上の市民を対象として実施した「市の地域活動への意識等」にかかる市民アンケートでは、町内会・自治会やコミュニティ推進地区組織等といった、主に住民によって組織された団体が行う地域活動に定期的に参加したことがある市民の割合は22.5%であり、年に1・2回参加している人を含めると、地域活動に参加する市民の割合は45.7%でした。地域活動に参加したことがない市民の割合は26.9%であり、頻度に差はあるものの、地域の活動に参加した経験を持つ人は相当数いることが分かります。

(1) 地域活動に参加する理由

アンケート回答者のうち、地域活動に年1回以上参加した人の参加理由として、最も多い回答は「住民同士の交流ができる」であり、次に「地域や住民の役に立つことができる」、「地域の様子を知ることができる」と続きました。

市民は、地域における交流の機会や、地域を知り、地域の役に立つ活動に関わりたいと考えていることが伺えます。

(2) 地域活動に参加しない理由

アンケート回答者のうち、地域活動に参加しなかった人が活動に参加することに消極的な理由として、最も多い回答が「日程が合わない」であり、次に「忙しい」、「一人では参加しづらい」と続きました。

活動の参加者等を増やすには、参加しやすい日程や活動時間の設定、一人でも参加しやすい雰囲気づくりが必要なことが伺えます。

2 町内会・自治会の現状

(1) 町内会・自治会の数及び加入率等

■本市の加入率

※世帯数：住民基本台帳（平成 31 年 3 月 31 日現在）

※加入世帯数：盛岡市町内会・自治会協働推進奨励金振込依頼書記載数（令和元年度）

	盛岡地域	玉山地域	合計
町内会・自治会の数	342 団体	39 団体	381 団体
加入率（％）	87.3 ％	92.2 ％	87.5 ％
本市の世帯数※	130,598 戸	4,742 戸	135,340 戸
町内会・自治会への加入世帯数※	114,018 戸	4,371 戸	118,389 戸

■本市の加入率の推移

調査年度	H28	H29	H30	R01
加入率（％）	87.6	87.6	87.8	87.5

■全国中核市の加入率

都市分類 選択肢	中核市
50%未満	5.3
50%以上60%未満	12.5
60%以上70%未満	25.0
70%以上80%未満	35.7
80%以上90%未満	<u>19.6</u>
90%以上100%未満	1.7
100%	0.0

← 盛岡市

N=56, 単位＝％

※参照：平成 30 年度中核市都市要覧

※比率はすべて百分率で表示し、小数点第 2 位を四捨五入して算出したため合計が 100.0％とならない場合がある。

■東北 6 県県庁所在地の加入率

都市名 (調査年度)	盛岡市 (H31)	青森市 (H31)	秋田市 (H31)	仙台市 (R01)	福島市 (H31)	山形市 (H31)
加入率（％）	87.5	70.6	78.9	78.2	76.0	91.6

※調査方法：対象市のホームページ公開情報及び聞き取りによる

(2) 町内会・自治会と市が協力して行っている事業とその役割

No.	活動	町内会・自治会の役割	市の役割
1	自主防災活動	自主防災組織を結成し、防災訓練や講座の開催を通じた、地域住民の意識啓発	防災用の資器材の配付や専門家の派遣
2	回覧板による情報の伝達	回覧板を活用した住民への情報伝達	市政情報の伝達
3	公衆街路灯の設置・管理	防犯灯が必要な場所の把握と、設置及び日常的な維持管理	市民の通行の安全確保のため、設置及び修繕費、電気料への補助
4	公民館活動	自治公民館の維持管理と自治公民館を活用した講座等の開催	自治公民館の整備、公民館活動に対する補助、講座の講師等専門家の派遣
5	防犯活動	通学路における子どもの見守り活動や、夜間の交通安全の呼びかけ	防犯活動に関する施策の策定、人材育成及び防犯パトロール用品の配付
6	子どもの教育	世代を超えた活動・交流事業を通じ、地域で子どもを守り、育てる	総合的な子どもの教育
7	ごみ集積場所の整備・維持管理	ごみ集積場所やストックヤードなどが必要な場所の把握と、設置及び環境美化に配慮した維持管理	集積場所設置及び環境美化活動に対する補助
8	災害時における要支援者の支援活動	平常時から、災害のときに手助けを必要とする住民の把握と、災害時の安否確認や避難誘導	災害時の支援活動に活用いただくため、市との協定による要支援者情報の提供
9	除雪・排雪活動	除雪機貸出制度等を活用した除雪や排雪、凍結防止剤の散布による通行の確保	市道などの主要道路における除雪、排雪、凍結防止剤の散布による通行の確保
10	公園・街路樹の管理	身近な公園等の維持管理	管理に対する謝礼金交付

(3) 町内会・自治会等に対する主な補助金・謝礼金

No.	名称	内容
1	町内会・自治会協働推進奨励金	広報配布謝礼金、自治公民館活動等補助金、子ども会育成費補助金、ごみ減量資源再利用促進等事業補助金、街路樹・公園等管理謝礼金及び（玉山地域）自治会運営費補助金をまとめた制度。
2	街灯設置費等補助金	街路灯の新設、街路灯が付いている柱を交換・修繕または撤去する場合に経費の一部を補助。
3	公衆街路灯電気料補助金	街路灯の電気料を負担する場合に補助金を交付。
4	自治公民館整備事業補助金	町内会等が維持管理する自治公民館施設を新築、購入、増改築または修繕した場合及び自治公民館施設で使用する備品を購入する場合に経費の一部を補助。
5	空き家等利用自治公民館賃借料補助金	空き家等を利用し、自治公民館施設として借り上げた場合に賃借料の一部を補助。
6	ごみ集積場所等整備事業補助金	ごみ集積場所やストックヤードを設置する場合に経費の一部を補助。
7	フラワーバスケット設置費補助金	道路の沿道にフラワーバスケットを設置する場合に経費の一部を補助。
8	地域防犯カメラ設置費補助金	犯罪を未然に防止するために防犯カメラ、映像記録装置及びカメラを設置するための柱を設置する場合に経費の一部を補助。

(4) 令和元年度 町内会・自治会活動及び空き家等対策に関する意見交換会

- ・実施期間 令和元年 9 月 25 日～10 月 2 日（全 9 回開催）
- ・参加人数：140 人
- ・集約結果：（町内会・自治会活動に関する意見のみ掲載）

項目	主な意見等
町内会・自治会の役割 （最低限やりたいこと）	・一番の役割はごみ集積場所の管理である。 ・回覧板を回し、回覧が滞ると班長が自宅を訪問しており、高齢世帯の見守りにも繋がっている。 ・自治公民館の修繕を実施したいが、修繕費用を工面するのが難しい。
町内会・自治会の負担軽減 （負担に感じる事）	・役員の後継者探し、育成が一番の負担である。 ・文書の量や会議の回数が多い。 ・補助金の申請手続きが煩雑。時間もかかる。 ・市からの依頼等に関しては窓口を一本化してほしい。
町内会・自治会の組織体制 のあり方	・町内会・自治会役員の担い手がない。 ・町内会・自治会の統合や事務手続きや行事等の合同実施は、将来的には必要かと思うが、歴史的要因等から難しいのが現状である。
町内会・自治会の活性化	・子どもを巻き込んだ行事を開催すると、参加者が増える。 ・新しい住民の方を見かけたら、積極的に声をかけるようにしている。 ・自治公民館整備事業補助における備品購入の補助対象を増やしてほしい。

(5) 令和元年度 町内会・自治会アンケート調査

- ・実施期間 令和元年11月8日～12月25日
- ・回答数：288団体（アンケート送付先：381団体）
- ・集約結果：

（町内会・自治会活動の役割について）

問1 町内会・自治会役員等の担い手不足が深刻化し、活動の縮小を余儀なくされる町内会・自治会が増えている中で、最低限実施したい活動はどのような内容と考えますか。（3つを選択）

項目	回答数	割合（%）
環境美化活動（ごみ集積所の管理、草刈等）	178	62.7
回覧板や広報紙等の情報伝達活動	116	40.8
スポーツ，レクリエーション，親睦活動	111	39.1
防犯活動（子どもの見守り，防犯灯の維持管理等）	107	37.7
高齢者福祉活動（独居老人への声掛け，訪問等）	85	29.9
防災活動（自主防災組織の設置，防火訓練等）	79	27.8
リサイクル活動（廃品回収等）	46	16.2
盆踊り，各種お祭り，伝統文化の継承	43	15.1
自治公民館の管理	40	14.1
青少年健全育成活動（あいさつ運動等）	2	0.7
その他	11	3.9

（役員の負担について）

問2 町内会・自治会役員として、一番の負担は何ですか。

項目	回答数	割合（%）
役員の後継者探し，後継者育成	147	51.0
市からの町内会長あて文書や回覧文書の多さ	43	14.9
会議の多さ	22	7.6
町内会・自治会活動の企画・運営	15	5.2
市からの依頼（非常勤職員等の推薦や広報紙の配布等）の多さ	12	4.2
特に負担に感じていることはない	11	3.8
事務量の多さ	10	3.5
その他	8	2.8
地域内のもめごとの処理	2	0.7
無回答等	18	6.3
合計	288	100.0

(町内会・自治会活動等の合同実施について)

問3 今後の町内会・自治会運営のあり方を検討するうえで、町内会・自治会の統合・再編をせずに、近隣の町内会・自治会と事務や行事等を合同で実施することについて、どのように思いますか。

項目	回答数	割合 (%)
合同での実施が必要である	62	21.5
合同での実施は必要だが、歴史的要因、自治会費や活動の違いから難しい	106	36.8
合同での実施は必要ない	87	30.2
わからない	13	4.5
その他	15	5.2
無回答等	5	1.7
合計	288	100.0

(町内会・自治会支援に伴うホームページ（インターネット）の活用可能性について)

問4 市で町内会・自治会向けのホームページを作成し、町内会・自治会向け文書（町内会長あて文書、回覧文書等）の掲載や優良事例の紹介を、インターネットを通じて行う場合、貴町内会・自治会ではそのホームページを活用したいと考えますか。

項目	回答数	割合 (%)
ぜひ活用したい	62	21.5
活用したいが、インターネットやパソコンを使用できる環境がない	115	39.9
活用したいが、インターネットやパソコンを使用できる人がいない	34	11.8
活用したくない	50	17.4
その他	22	7.6
無回答	5	1.7
合計	288	100.0

(メールの活用可能性について)

問5 市からの送付文書の減少につながることから、町内会長あて文書等を、電子メールを活用して送付することについて、どのように考えますか。

項目	回答数	割合 (%)
ぜひ電子メールで送付してほしい	29	10.1
郵便での送付と電子メールでの送付の選択制にしてほしい	101	35.1
電子メールでは印刷する手間やお金がかかるので、今までどおり郵送してほしい	123	42.7
その他	33	11.5
無回答	2	0.7
合計	288	100.0

(役員の担い手不足について)

問6 各町内会・自治会の共通の課題として、担い手不足という声が多く聞かれますが、貴町内会・自治会で会長や役員の確保のために工夫している事例があれば教えてください。

主な回答
・ 輪番制の採用 ・ 毎年班ごとに役員候補を選出してもらう ・ 役員のサブポジションの役職（副部長等）を設けて仕事を覚えてもらい、次期役員になってもらう ・ 役員の任期を明確及び厳格化して、誰でも役員になりやすいようにする ・ 数年後に退職する方に数年間かけて声掛けをする ・ 誰でも役員になれるように、仕事の簡素化、簡略化、マニュアル作成を行う ・ 青年部を作り、若いころから町内会・自治会の役員に引き入れている

(町内会・自治会の活性化について)

問7 町内会・自治会の活性化のため、会員の行事への参加促進について、工夫している事例があれば教えてください。

主な回答
・ 子ども会や老人クラブと合同で行事を実施している ・ 積極的な呼びかけ ・ 年間行事予定表を配布する ・ 当番班を設けて行事の準備をしている ・ 最低限の行事のみしか実施しない

(6) 平成29年度町内会・自治会アンケート

- ・実施期間：平成29年11月
- ・調査対象：市内の町内会・自治会等の長（382団体）
- ・回答数：304人
- ・実施主体：もりおかNPO連絡協議会
（平成29年度盛岡市市民協働推進事業「みんなで育む地域づくりプロジェクト」）
- ・集約結果：

(町内会・自治会会長について)

①会長の性別

性別	回答数	割合 (%)
男性	287	94.4
女性	15	4.9
無回答	2	0.7
合計	304	100.0

②会長の年齢

年齢	回答数	割合 (%)
30歳代	2	0.7
40歳代	3	1.0
50歳代	13	4.3
60歳代	133	43.8
70歳代	130	42.8
80歳代	20	6.6
無回答	3	1.0
合計	304	100

③会長の職業（主なものの一つ）

職業	回答数	割合 (%)
会社員	33	10.9
公務員	14	4.6
自営	63	20.7
無職	132	43.4
その他（農業、会社役員、団体職員、市議会議員等）	58	19.1
無回答	4	1.3
合計	304	100

④町内会・自治会活動の従事日数（地区協議会当その活動も含む）

日数	回答数	割合（％）	日数	回答数	割合（％）
1 日	10	3.3	12 日	6	2.0
2 日	17	5.6	13 日	2	0.7
3 日	22	7.2	14 日	4	1.3
4 日	24	7.9	15 日	15	4.9
5 日	39	12.8	16 日	0	0
6 日	22	7.2	17 日	0	0
7 日	32	10.5	18 日	3	1.0
8 日	13	4.3	19 日	0	0
9 日	3	1.0	20 日	22	7.2
10日	41	13.5	21 日以上	9	3.0
11日	1	0.3	無回答	19	6.3
				304	100

⑤会長の在職年数

年数	回答数	割合（％）	年数	回答数	割合（％）
1 年	74	24.3	12 年	4	1.3
2 年	37	12.2	13 年	4	1.3
3 年	37	12.2	14 年	3	1.0
4 年	27	8.9	15 年	6	2.0
5 年	23	7.6	16 年	3	1.0
6 年	20	6.6	17 年	3	1.0
7 年	14	4.6	18 年	2	0.7
8 年	9	3.0	19 年	0	0
9 年	12	3.9	20 年	2	0.7
10年	12	3.9	23 年	1	0.3
11年	4	1.3	無回答	7	2.3
				304	100

⑥会長の選出方法

選出方法	回答数	割合 (%)
輪番制	30	9.9
投票制	19	6.3
推薦制	223	73.4
その他 (後継者指名、自薦、選考委員会等)	25	8.2
無回答	7	2.3
合計	304	100

(あなたの町内会・自治会について)

①町内会・自治会の区域 (もっとも該当するもの一つ)

区域	回答数	割合 (%)
戸建て+集合住宅	154	50.7
戸建て中心	117	38.5
商店街+集合住宅	13	4.3
集合住宅中心	8	2.6
その他	9	3.0
無回答	3	1.0
合計	304	100

②町内会・自治会の運営するにあたり、現在の世帯数をどのように考えているか

世帯数	回答数	割合 (%)
適切	194	63.8
多い	53	17.4
少ない	50	16.4
無回答	7	2.3
合計	304	100

③町内会・自治会費（1世帯あたりの会費の年額）

金額（円）	回答数	割合（％）	金額（円）	回答数	割合（％）
1,000	2	0.7	7,000	6	2.0
1,200	5	1.7	7,200	12	4.0
2,200	1	0.3	8,800	11	3.7
2,400	5	1.7	8,400	4	1.3
2,950	1	0.3	8,500	1	0.3
3,000	16	5.4	9,000	1	0.3
3,360	1	0.3	9,600	3	1.0
3,500	3	1.0	10,000	10	3.4
3,600	79	26.6	10,500	1	0.3
4,000	7	2.4	10,800	1	0.3
4,200	32	10.8	12,000	12	4.0
4,320	1	0.3	12,400	1	0.3
4,500	1	0.3	13,000	1	0.3
4,800	26	8.8	14,000	1	0.3
5,000	8	2.7	15,000	2	0.7
5,100	1	0.3	16,000	1	0.3
6,000	35	11.8	18,000	1	0.3
6,500	1	0.3	20,400	1	0.3
6,600	1	0.3	30,000	1	0.3
				297	100

④総会への会員の出席状況

出席状況	回答数	割合（％）
ほとんど委任状、役員中心の総会	28	9.2
出席は委任状以外では、会員の1割程度	97	31.9
出席は委任状以外では、会員の2割以上	106	34.9
出席数が多く、規約で役員のみとしている	4	1.3
その他（代議員制、班長と役員等）	67	22.0
無回答	2	0.7
合計	304	100

(町内会・自治会の活動について)

①実施事業の状況と今後

環境整備事業	単独開催	コミュニティ 地区開催	今後実施 したい	今後縮小 または廃止
清掃等の美化活動	256	44	13	4
防犯灯の維持管理	249	27	9	3
資源回収	228	28	16	5
花壇設置事業	199	26	16	12
防火防災活動	179	87	39	2
防犯活動	122	92	31	1
交通安全	119	98	22	2

福利厚生事業	単独開催	コミュニティ 地区開催	今後実施 したい	今後縮小 または廃止
敬老会	222	50	12	5
慶弔事業	204	11	11	4
新年会	170	40	16	7
盆踊り・お祭	162	70	8	6
運動会	67	104	10	14

社会教育事業	単独開催	コミュニティ 地区開催	今後実施 したい	今後縮小 または廃止
子供会支援	246	35	15	1
老人クラブ	187	62	18	4
女性活動	140	46	29	6

文化事業	単独開催	コミュニティ 地区開催	今後実施 したい	今後縮小 または廃止
世代間交流事業	126	79	22	5
講演会	63	91	21	3
文化祭	45	109	17	9
演芸大会	22	69	19	11
映画鑑賞会	14	22	25	12

②コミュニティ地区で実施している事業について、その理由

主な回答
・活動者の減少、少子化 ・災害が広域化しているので連携確認のため ・単独開催は負担が大きい

③現在実施している事業のうち、重点をおいて継続していきたい事業（3つ）

主な回答	
1位	敬老会
2位	お祭り（盆踊り含む）
3位	資源回収
4位	防火防災活動

（町内会・自治会の運営上の課題について）

①特に困っている課題（3つ）

課題	回答数	課題	回答数
役員のなり手が少ない	228	未加入世帯の増加	19
役員の高齢化	138	募金等の集金	18
特定会員しか運営・行事に参加しない	131	行政からの職員の委嘱	15
会員（住民）の高齢化	113	活動費の不足	12
役員の負担が重い	75	特に困っていない	7
新旧住民の交流が図りにくい	30	広報紙等の配布	6
公民館と活動拠点がない（定まっていない）	22	行事（祭り等）の会場の確保	2
マンネリ化している行事が多い	22		

②課題に対する具体的な方策

項目	回答数	割合（%）
方策がある	49	16.1
方策がない	214	70.4
無回答	41	13.5
合計	304	100

(町内会・自治会以外の団体との連携について)

①町内会・自治会の活動に参加している団体（複数回答可）

団体	回答数	割合 (%)
老人クラブ	176	63.3
P T A	121	43.5
参加なし	60	21.6
地元企業等	42	15.1
市民活動団体	29	10.4
その他	57	20.5
合計	485	100

②今後の他団体との連携の必要性

項目	回答数	割合 (%)
必要	103	33.9
不要	34	11.2
行事によっては連携	149	49.0
無回答	18	5.9
合計	304	100

(町内会・自治会の将来について)

①町内会・自治会の統合・再編について

項目	回答数	割合 (%)
統合・再編は必要	47	15.5
統合・再編は必要だが諸事情により難しい	102	33.6
統合・再編は必要ない	102	33.6
わからない	37	12.2
無回答	16	5.3
合計	304	100

②統合・再編について、どのような支援があればよいか

主な回答
・ 行政からの指導、案内、説明当 ・ 学区・防犯・消防など、町内や地区で分かれていてやりづらいので解消してほしい ・ 業務の単純化、明確化 ・ 統合の意思がある町内会同士の橋渡しをしてくれる人がいればいいと思う

3 地域づくり組織等の現状

(1) コミュニティ推進地区組織一覧

	地区名	コミュニティ推進地区組織	事務局	備考※
1	仁王	仁王地区福祉推進協議会	仁王老人福祉センター内	福
2	桜城	桜城地区福祉推進会	桜城老人福祉センター内	福
3	上田	上田地域活動推進会	上田老人福祉センター内	福
4	緑が丘	緑が丘地区振興福祉協議会	緑が丘老人福祉センター内	福
5	松園	松園地区自治協議会	松園地区活動センター内	福・地
6	青山	青山地区活動推進会	青山地区活動センター内	福
7	みたけ	みたけ地区活動福祉推進会	みたけ地区活動センター内	福
8	北厨川	北厨川地区自治福祉協議会	北厨川老人福祉センター内	福
9	西厨川	西厨川地区福祉推進会	西厨川老人福祉センター内	福
10	土淵	土淵地域活動推進協議会	土淵地区活動センター内	福
11	東厨川	東厨川地区福祉推進会	厨川老人福祉センター内	福・地
12	城南	城南地区福祉推進会	山王老人福祉センター内	福
13	加賀野	加賀野地区福祉推進会	加賀野老人福祉センター内	福
14	山岸	山岸地区福祉推進会	山岸老人福祉センター内	福・地
15	杜陵	杜陵地区福祉推進会	杜陵老人福祉センター内	福
16	大慈寺	大慈寺地区福祉推進会	大慈寺老人福祉センター内	福
17	米内	米内地区福祉推進会	上米内老人福祉センター内	福
18	仙北	仙北地区社会教育福祉推進会	仙北地区活動センター内	福
19	本宮	本宮地区町内会連絡協議会	本宮老人福祉センター内	
20	太田	太田地区自治会協議会	太田地区活動センター内	
21	つなぎ	つなぎ地区振興福祉推進協議会	つなぎ地区活動センター内	福・地
22	中野	中野地区振興協議会	中野地区活動センター内	
23	築川	築川地区福祉推進協議会	築川老人福祉センター内	福
24	見前	見前地区自治公民館連絡協議会	見前地区公民館内	
25	飯岡	飯岡地区自治公民館連絡協議会	飯岡地区公民館内	
26	乙部	乙部地区自治公民館連絡協議会	乙部地区公民館内	
27	巻堀姫神	巻堀姫神地区福祉推進会	巻堀児童館内	福・地
28	好摩	好摩地区福祉推進会	好摩児童館内	福
29	渋民	渋民地区福祉推進会	渋民児童館内	福
30	玉山藪川	玉山藪川地区福祉推進会	日戸児童館内	福・地

※地区福祉推進会：福，地域づくり組織：地

(2) 地区福祉推進会一覧

	地区名	福祉推進会	事務局
1	西厨川	西厨川地区福祉推進会	西厨川老人福祉センター内
2	北厨川	北厨川地区自治福祉協議会	北厨川老人福祉センター内
3	本宮	本宮地区福祉推進会	本宮老人福祉センター内
4	築川	築川地区福祉推進協議会	築川老人福祉センター内
5	中野	中野地区福祉推進会	川目老人福祉センター内
6	つなぎ	つなぎ地区振興福祉推進協議会	つなぎ地区活動センター内
7	青山	青山地区活動推進会	青山活動センター内
8	仁王	仁王地区福祉推進協議会	仁王老人福祉センター内
9	米内	米内地区福祉推進会	上米内老人福祉センター内
10	杜陵	杜陵地区福祉推進会	杜陵老人福祉センター内
11	城南	城南地区福祉推進会	山王老人福祉センター内
12	東厨川	東厨川地区福祉推進会	厨川老人福祉センター内
13	仙北	仙北地区社会教育福祉推進会	仙北地区活動センター内
14	山岸	山岸地区福祉推進会	山岸老人福祉センター内
15	桜城	桜城地区福祉推進会	桜城老人福祉センター内
16	太田	太田地区福祉推進会	下太田老人福祉センター内
17	緑が丘	緑が丘地区振興福祉協議会	緑が丘老人福祉センター内
18	上田	上田地域活動推進会	上田老人福祉センター内
19	大慈寺	大慈寺地区福祉推進会	大慈寺老人福祉センター内
20	松園	松園地区自治協議会	松園地区活動センター内
21	加賀野	加賀野地区福祉推進会	加賀野老人福祉センター内
22	見前	見前地区福祉推進会	市立世代交流センター内
23	津志田	津志田地区福祉推進会	津志田児童センター内
24	乙部	乙部地区福祉推進会	乙部老人福祉センター内
25	飯岡	飯岡地区福祉推進会	上飯岡児童センター内
26	永井	永井地区福祉推進会	永井児童センター内
27	みたけ	みたけ地区活動福祉推進会	みたけ地区活動センター内
28	土淵	土淵地域活動推進協議会	土淵地区活動センター内
29	巻堀姫神	巻堀姫神地区福祉推進会	巻堀児童館内
30	好摩	好摩地区福祉推進会	好摩児童館内
31	渋民	渋民地区福祉推進会	渋民児童館内
32	玉山薮川	玉山薮川地区福祉推進会	日戸児童館内

(3) 地域づくり組織一覧

	地区	団体名	まちづくりのスローガン	開始年度
1	青山	青山地区まちづくり協議会	人のわで みんな元気なまち 青山	平成23年度
2	城南	城南地区地域づくり委員会	住みよいまち 古都「城南」	
3	本宮	本宮地域協働協議会	安全安心と活力のあるまち本宮 だれもが暮らしやすいまち本宮	
4	渋民	渋民地区自治会連絡協議会	石川啄木と自然を活かした 里づくり	平成24年度
5	巻堀姫神	巻堀姫神地区福祉推進会	美しい自然と思いやりのふるさと 巻堀姫神	
6	東厨川	東厨川地区福祉推進会	歴史が薫る 桜とみどりのまち東厨川	
7	松園	松園地区自治協議会	松園！いいよね	平成28年度 (平成24～27年度)
8	乙部	乙部地域協働のまちづくり事業推進委員会 (乙部地区町内会連絡協議会)	協働のまちづくりは 乙部の未来を創る	
9	つなぎ	つなぎ地区振興福祉推進協議会	自然と景観の調和をはかり 人との交流をもたらす 住みよいつなぎ	平成25年度
10	玉山薮川	玉山薮川地区福祉推進会	豊かな自然と伝統文化を生かした 安心して暮らせる地域づくり	平成26年度
11	好摩	好摩地区まちづくり協議会	活力に満ちて魅力あふれる好摩	
12	山岸	山岸地区福祉推進会	自然豊かでみんな元気なまち 山岸	

(4) 元気なコミュニティ特選団体一覧

	団体名	認定年度
1	つなぎ町内会	平成19年
2	永井地区まちづくりの会	平成19年
3	上田堤町内会	平成19年
4	川又神楽復活後援会	平成24年
5	大宮町内会 「風の会」	平成24年
6	南大通三丁目町内会	平成24年
7	もりおか八幡界限まちづくりの会	平成24年
8	松園地域まちづくりセンター こーでねえと松園	平成24年
9	西青山三丁目町内会	平成24年
10	綱取ダムの環境と清流を守る会	平成24年
11	下久根町内会	平成24年
12	街づくり集団 「ゆいネット盛南」	平成24年
13	北山自治会	平成26年
14	黒石野平地区町内会	平成28年
15	上鹿妻自治会	平成28年
16	太田地区自治会協議会	平成28年
17	鉾屋町町内会	平成28年
18	中太田新田町内会	平成29年
19	仙北一丁目第二町内会（略称：仙睦会）	平成29年
20	寺林自治会	平成29年
21	内丸第二町内会	平成29年
22	南大通二丁目町内会・防犯防災安全部	平成30年
23	高松四丁目町内会	平成30年
24	特定非営利活動法人 盛岡YMCA	平成30年
25	杜陵地区福祉推進会 杜陵外遊び応援隊・TOPS	平成30年
26	稲荷町内会	平成30年
27	長橋町自治会	平成30年
28	境田町町内会	令和元年
29	上羽場町内会	令和元年
30	特定非営利活動法人 インクルいわて	令和元年
31	特定非営利活動法人Green Fields	令和2年
32	認定特定非営利活動法人日本ヨガ連盟 盛岡事務局	令和2年

(5) 地域づくり事業に関する意見交換会

- ・実施期間 令和元年9月10日～令和2年2月6日
- ・実施地区 全12地区
- ・集約結果

■これまでの活動の成果と課題について（地域独自の成果と課題）

長所	・地域交流のきっかけづくり，多団体との連携促進につながる。 ・活動分野の拡大，地域性を生かした事業展開ができる。 ・地域の魅力発信に役立つ。活動が定着した。
課題	・担い手不足。役員の負担の増加 ・参加者の固定化。多様な団体との連携が進まない。 ・事業整理が必要。新規事業に対する負担がある。 ・活動拠点がない。

■地域づくり事業の長所・短所，市の支援について（市の施策に関すること）

長所	・補助金により活動が増え，自治会の活力になっている。やりがいがある。 ・地域の連携が強くなった。 ・計画があるので，活動の軸がブレない。
短所	・役員の負担が大きい ・補助金の使途の緩和，補助金の継続，補助金に係る手続の簡素化 ・事例等の情報提供や地区同士の交流会を開催してほしい。 ・活動拠点施設がない。 ・計画の枠にとらわれているため，発展性が認められず，やりたいことができない。
要望	・地域協働実施地区の拡大 ・意見交換会の結果をしっかりとフィードバックし，次期計画に反映させて欲しい。 ・地域協働関係の事務の窓口を一本化，庁内での情報共有。 ・市の施策の整合性が不明であり，市は何をやりたいのかわからない。 ・協働の名のもとに，市は地域に仕事を丸投げしているだけではないか。

■今後の事業の展望・組織のあり方（地域づくり組織としての考え）

地域づくり計画	・計画の見直しの必要性は感じているが，地域住民だけで計画を作り直すのは無理である。 ・現在の計画は細かく作りすぎたために自由度がなくなり，自分達の首を絞めている部分もあるので，もう少し簡素化し，ある程度の幅を持たせたい。
制度	・企業やNPO等も巻き込んで事業を実施するために組織を立ち上げたが，実際に活動しているのは結局，自治会・町内会である。 ・新規事業を実施する余裕はない。今後は，必要最低限のことをやっていきたい。 ・細かいソフト事業は各自治会で実施しているため，地区は自治会の補完的な事業をやりたい。

抱 負	・企業を巻き込んだ地域活動を展開したい。 ・地域協働実施団体同士の連携を強化したい。 ・地域の特色を活かして活性化させたい。 ・あまり無理はせず，身の丈に合った活動をしていきたい。
--------	---

■その他

職 員 地 域 担 当	・ただつなぐだけならいい。 ・地域住民だけで計画を作り直すのは無理なので，地域担当職員には，見直しのきっかけづくりや見直しの中心的役割を担うなど，計画づくりに積極的に関わってほしい。
----------------------------	--

資料3 策定の経緯

月 日	内 容
令和1年8月14日～ 令和1年8月27日	市民アンケート 対象：満18歳以上の市民（対象者数3,000人） 有効回答数：1,196人（有効回収率39.9%）
令和1年9月25日～ 令和1年10月2日	町内会・自治会活動及び空き家等対策に関する意見交換会 対 象：町内会・自治会等の役員 出席者：のべ140人
令和1年11月8日～ 令和1年12月25日	町内会・自治会アンケート調査 対 象：町内会・自治会（381団体） 回答数：288団体
令和1年9月10日～ 令和2年2月6日	地域づくり事業に関する意見交換会 対 象：地域づくり組織（12団体）及びコミュニティ推進地区組織（地域づくり事業未実施地区）（2団体） 出席者：のべ75人
令和2年7月11日～ 令和2年7月22日	「（仮称）盛岡市市民協働推進計画（案）」に係る検討内容の送付及び説明会の開催 対象：町内会・自治会，コミュニティ推進地区組織，地域づくり組織 説明会出席者：のべ113人 89団体 意見書提出：11団体
令和2年8月4日	第1回市民協働推進連絡会議 構成員：関係課等の長 出席者：26人
令和2年8月25日	政策形成推進会議 構成員：二役及び各部等の長
令和2年8月28日	「（仮称）盛岡市町内会・自治会及び地域協働推進計画（案）」の策定に係る意見交換会 対 象：盛岡市町内会連合会役員及び事務局員 出席者：16人
令和2年9月1日	「（仮称）盛岡市町内会・自治会及び地域協働推進計画（案）」の策定に係る意見交換会 対 象：玉山地域自治会連絡協議会役員及び事務局員 出席者：16人
令和2年11月9日	第2回市民協働推進連絡会議 構成員：関係課等の長 出席者：23人

月 日	内 容
令和 2 年11月25日	政策形成推進会議 構成員：二役及び各部等の長
令和 2 年12月 2 日	第 1 回盛岡市市民協働推進アドバイザー会議 アドバイザー：6 名
令和 2 年12月17日	「(仮称) 盛岡市地域づくり協働推進計画 (案)」の策定に係る 意見交換会 対 象：盛岡市町内会連合会役員及び事務局員 出席者：10人
令和 2 年12月17日	「(仮称) 盛岡市地域づくり協働推進計画 (案)」の策定に係る 意見交換会 対 象：玉山地域自治会連絡協議会役員及び事務局員 出席者：7 人
令和 3 年 1 月25日	庁議 構成員：二役及び各部等の長
令和 3 年 1 月27日	盛岡市玉山地域振興会議 委員：15人
令和 3 年 2 月12日	盛岡市議会全員協議会
令和 3 年 2 月18日～ 令和 3 年 3 月 9 日	パブリックコメント
令和 3 年 3 月18日	第 2 回盛岡市市民協働推進アドバイザー会議 アドバイザー：6 名
令和 3 年 3 月24日	庁議 構成員：二役及び各部等の長
令和 3 年 3 月26日	市長決裁

※ 「(仮称)盛岡市市民協働推進計画(案)」は、令和2年8月25日に「(仮称)盛岡市町内会・自治会及び地域協働推進計画(案)」に変更し、さらに令和2年11月9日に「(仮称)盛岡市地域づくり協働推進計画(案)」に変更しました。

盛岡市 市民部 市民協働推進課

〒020-8530

岩手県盛岡市内丸 12 番2号

電話 019-626-7535(直通)

FAX 019-622-6211(代表)

メール kyodo@city.morioka.iwate.jp